

- 二 周圍に圍を設け圍外の物が昇降體又は平衡錘に觸れるおそれのない構造とする
 - 三 昇降體に通ずる出入口は幅及び高さを昇降體の出入口の幅及び高さと同じくし、且つ、出入口床先と昇降體との間隔を二乃至四センチメートルとすること
 - 四 出入口には不燃性の材料で造つた戸を設けること
 - 五 項部におけるみぞ車その他の装置を支持する構造部は、鐵又は鐵筋コンクリート造とすること
 - 六 前號の装置の下方には、不燃性の材料で構成した床又は間隙四センチメートル以下の格子を設けること
 - 七 前號の床又は格子の下端は、昇降體が昇降路最上部に停止した際、その頂上と一メートル以上の間隔を保つ位置にあること
 - 八 卷上機、原動機を昇降體進路の直下に設けるときはその装置の上方に堅固な床を設けること
 - 九 昇降路の下底又は前號の床は昇降體が昇降路最下部に停止した際その出入口床面と一メートル以上の間隔を保つ位置にあること
- 第三百五十六條** 人荷共用のエレベータの昇降體の構造は左の事項を具備しなければならない。

- 一 主要部分は、鐵材で造ること
 - 二 上蓋を設けること
 - 三 出入口は、二以上設けないこと
 - 四 出入口には丈夫な戸を設けること
 - 五 構造上やむを得ない場合の外電燈設備を設けること
- 第三百五十七條** コンクリート用エレベータの昇降塔は左の事項を具備しなければならない。
- 一 昇降塔の高さは七十メートルを超えないこと
 - 二 昇降塔は高さ十五メートル以内毎にこれを建設物に固定させ又は第三百四十八條に規定する控線をもつて支持すること
 - 三 コンクリート流樋用ブームは、安全に懸垂すること
 - 四 昇降塔の基礎は不同沈下によるひずみを生じないように堅固にすること
 - 五 昇降塔下部の周圍を地盤上一・八メートルの高さまで圍をすること
 - 六 バケツは最上の位置においてみぞ車との間隔が三メートル以上、最下の位置において塔の下端との間隔が三十センチメートル以上保つようにすること
- 第三百五十八條** コンクリート昇降塔のタワーピットは周圍を堅牢に土留し、且つ昇降塔内部に入らないで掃除できる構造としなければならない。

労働者は、昇降塔内部に入つて掃除してはならない。

第三節 管 理

揚重機の定期検査

第三百五十九條 揚重機は一年以内毎に期日を定めて定期検査を行わなければならない。定期検査は、揚重機の主要部分、電気絶縁、定荷重運轉及び補助用具等についてこれを行わなければならない。

月例検査

第三百六十條 揚重機は毎月一回期日を定めて、月例検査を行わなければならない。但し、不定期に使用する揚重機は、月例検査に代え、使用開始の都度必要な検査を行わなければならない。
月例検査は、各部分の摩耗、變形、破損の状態及び鋼索の損耗等について、これを行わなければならない。

補助具の検査

第三百六十一條 補助具の検査は、左の事項について、これを行わなければならない。

- 一 玉掛用鋼索
 - (イ) 摩耗、子線の切断、より戻り、きず及びくぼみの程度
 - (ロ) 蛇口及びつなぎ箇所編組の状態
 - (ハ) 附属金具の摩耗及び龜裂の程度
- 二 鎖、フック、シャックル、その他
- (イ) 溶接又は鍛接箇所の良否

ブームの使用 鎖の使用 用クの使用 制限荷重の表示 荷重試験 管理上の使用者の措置

(ロ) 摩耗の程度及びきず又は變形の有無

第三百六十二條 鋼索は、三百ミリメートルの長さの間において子線数の十分の一以上が切断したものを使用してはならない。

第三百六十三條 ブームは、水面との傾斜角三十度未満において使用させてはならない

第三百六十四條 起重機に附属する鎖及びフックが硬化を認めるときは、これを焼鈍した後でなければ使用してはならない。

第三百六十五條 揚重機の制限荷重は、これを關係労働者に明示するため適當な位置に標示しなければならない。但しブーム付起重機にはブームの極限半径とその制限荷重とを併記しなければならない。

第三百六十六條 揚重機はこれを組立てた後、制限荷重に二十パーセントを加えた荷重で荷重試験を行わなければならない。

第三百六十七條 使用者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 定期検査及び月例検査に關する定を作ること
- 二 前號の結果及び措置を記録すること
- 三 試験荷重を超えて負荷させないこと
- 四 やむを得ず制限荷重を超えて負荷させるときは、直接指揮して行い、且つこれを記録すること

- 五 指定した者以外の者に玉掛け及び合圖を行わせないこと
- 六 揚重機の解体、組立又は移轉の作業は、直接その作業主任にこれを指揮させること
- 七 揚重機の性能に缺陷を認めるときは、これを修繕した後でなければ使用しないこと
- 八 揚重機を運轉する労働者から危害の防止に關する申出があつたときは、直に適當な措置を講ずること

第三百六十八條 起重機運轉士は、左の事項を行わなければならない。

- 一 毎日運轉する前に必要な點檢を行うこと
- 二 試験荷重を超えて負荷させないこと
- 三 特に指揮を受けた場合の外、制限荷重を超えて負荷させないこと
- 四 荷重をかけたまま運轉臺を離れないこと
- 五 運轉中に掃除、注油及び検査を行わないこと
- 六 起重機の逸走又は倒壞を防止するため走行起重機に齒止を行い又はブームを直立し、支柱に結ぶ等適當な措置を講ずること
- 七 作業中起重機運轉士免許證を携帯すること

第四節 起重機運轉士

第三百六十九條 第四十四條第一項第三號の業務に就く者は、起重機運轉士免許を受けたる者（起重機運轉士）でなければならない。

本條は巻上能力五トン以上の起重機運轉につくものゝ資格に關する規定である。

第三百七十條 都道府縣労働基準局長は、起重機運轉士試験に合格した者に對して様式

第四十三號による起重機運轉士免許證を交付する。

第三百七十一條 左の各號の一に該當する者は、起重機運轉士試験を受けることができる。

- 一 身體又は精神に缺陷があつて、起重機の運轉に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 起重機運轉士免許の取消を受けた後一年を経過しない者

第三百七十二條 起重機運轉士試験は、左の科目についてこれを行う。但し、都道府縣労働基準局長が労働省労働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めたる者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

- 一 起重機運轉に關する實技
- 二 起重機の構造
- 三 起重機の運轉に必要な電氣知識
- 四 應用力學概要
- 五 起重機に關する法令

申請の
免許の
取り消

再交付
の申請

アセチ
レン溶
接装置

第三百七十三條 起重機運転士試験を受けようとする者は様式第二十七號による申請書を所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

第三百七十四條 都道府県労働基準局長は、起重機運転士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

一 故意又は重大な過失によつて起重機の倒壊又はこれに準ずる事故を起したとき

二 第三百六十八條の規定に違反したとき

三 起重機運転士試験について不正の行爲があつたとき

四 起重機運転士免許證を他人に貸與したとき

五 第三百七十一條第一號に該當するに至つたとき

前項の處分を受けた者は、遲滞なく免許證を返還しなければならない。

第三百七十五條 起重機運転士免許證を失ひ又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて免許を受けた都道府県労働基準局長に申請することができる。

第三章 アセチレン溶接装置

第一節 總 則

第三百七十六條 この命令でアセチレン溶接とは酸素とアセチレン（熔解アセチレンを除く。以下これに同じ）とを用いる金屬の溶接又は熔斷をいい、アセチレン溶接装置

装置の
定義

溶接装
置の設
置認可
申請書

摘要書
添附の
圖面

溶接主
任者の
選任

（以下溶接装置という）とは、アセチレン溶接をするために必要なアセチレン発生器（以下發生器という）安全器、清淨器、導管、吹管等の器具を總稱する。

第三百七十七條 溶接装置を設置しようとするときは様式第四十四號による認可申請書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の規定は、發生器室又は格納室に、これを準用する。

第三百七十八條 前條の認可申請書には、様式第四十五號による摘要書及び左の事項を記載した圖面を添附しなければならない。但し、出張作業のため、その都度移動して使用する溶接装置（以下移動式溶接装置という）には、第一號及び第四號の圖面は、これが必要としない。

一 溶接装置の配置

二 發生器及び安全器の構造

三 發生器室又は格納室の構造

四 設置場所四圍の概要

第三百七十九條 溶接装置には溶接主任者を選任しなければならない。

前項の溶接主任者を選任したときは、様式第二十九號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

所轄労働基準監督署長は溶接主任者が、その職務を行うことが不適當であると認めた

落成検査

ときはその解任を命ずることができる。

第三百八十條 熔接主任者は熔接士でなければならない。

第三百八十一條 熔接装置の設置工事が落成したときは、様式第三十號による申請書を所轄労働基準監督署長に提出し、且つその落成検査を受けなければならない。

労働基準監督署長は、前項の落成検査に合格した熔接装置については、様式第四十六號によるアセチレン熔接装置検査證（以下検査證という。）を交付する。

労働基準監督署長は、移動式熔接装置その他の熔接装置で落成検査の必要がないと認めたとときは、これを省略して検査證を交付することができる。

熔接装置は、検査證の交付を受けなければ、これを使用してはならない。

検査證を失い、又は損じたときは、その再交付を所轄労働基準監督署長に申請することが出来る。

第三百八十二條 熔接装置の設置につき認可を受けた者は變更があつたときは、承継者は十日以内に所轄労働基準監督署長に申請し、検査證を書換を受けなければならない。

第三百八十三條 發生器、安全器、發生器室又は格納室を變更（修繕を含む。）しようとするときは、様式第三十三號による認可申請書に検査證を添え、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第三百八十四條 前條の變更工事が落成したときは、様式第三十四號による申請書を提

検査證の書き換え
變更の認可申請
變更検査

使用休止の報告

出し、所轄労働基準監督署長の變更検査を受けなければ、これを使用してはならない。但し、労働基準監督署長が、變更検査の必要がないと認めたとときは、この限りでない。

第三百八十五條 熔接装置の使用を一年以上休止しようとするときは、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

熔接装置の使用休止中性能検査の有効期間が満了した場合には、性能検査を受けなければこれを使用してはならない。

前項の性能検査を受けようとするときは様式第十號によつて、所轄労働基準監督署長に申請しなければならない。

熔接装置の使用を廢止しようとするときは、検査證を所轄労働基準監督署長に返還しなければならない。

第三百八十六條 検査申請者又は熔接主任者は検査に立ち會わなければならない。

第二節 構造設備

第三百八十七條 發生器は、専用の發生器室内に設けなければならない。

前項の發生器室は、直上に階を有しない場所で、且つ火氣を使用する設備から相當離して設けなければならない。

第一項の發生器室を屋外に設ける場合は、その開口部を他の建築物から一、五メートル

發生器の設置場所

検査の立ち合い

ル以上の距離に保たなければならない。

第三百八十八條 發生器室の構造は左の事項を具備しなければならない。

一 壁は、發生器の氣鐘の徑が九十センチメートル未満の場合では、左の構造又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること、但し、その徑が九十センチメートル以上の場合は、厚さ十二センチメートル以上の鐵筋コンクリート構造又はれんが等を使用し、これと同等以上の強度を有する構造とすること

(イ) 鐵筋又は木骨に厚さ四センチメートル以上のメタルラス張コンクリート構造とすること

(ロ) 鐵骨の外部に厚さ二ミリメートル以上の鐵板張構造とすること

二 屋根及び天井には、薄鐵板又は軽い不燃性の材料を使用すること

三 床面積の十六分の一以上の斷面積をもつ排氣筒を屋上に突出させ、且つその開口部は窓、出入口その他の孔口から一、五メートル以上離すこと

四 出入口の戸は、二ミリメートル以上の鐵板を使用し又はこれと同等以上の強度を有する構造とすること

五 壁と發生器との間隔は、發生器の調整又はカーバイト送給等の作業を妨げない距離とすること

所轄労働基準監督署長は、發生器室の四隣的情況により前項の事項については、これを緩和することができる。

第三百八十九條 發生器室内に設ける照明は、固定した電燈でなければならない。

第三百九十條 移動式格納装置は、第三百八十七條第一項の規定にかかわらず、これを使用しない場合には、専門の格納室に收容しなければならない。但し、氣鐘を分離し發生器を洗じようの上、保管する場合は、この限りでない。

前項の格納室は、木骨鐵板張、木骨スレート張等耐火性の構造としなければならない。

第三百九十一條 發生器の構造は、左の事項を具備しなければならない。

一 水室は、厚さ三ミリメートル以上の鋼板を使用すること
二 氣鐘は、徑が四十センチメートル以上のものでは、厚さ二ミリメートル以上、徑が四〇センチメートル未満のものでは、厚さ一、五ミリメートル以上の鋼板を使用ししてこれを造り且つガスが漏洩しないものとする

三 發生器には、氣鐘の昇降を支持するに必要な鐵柱及び安全排氣管を設けること
四 發生器、安全器、清淨器、導管等でアセチレンの接觸するおそれのある部分には銅を使用しないこと

第三百九十二條 安全器は、左の事項を具備しなければならない。

一 厚さ二ミリメートル以上の鋼板製で、接合部分は、熔接又はこれと同等以上の強度とすること

- 二 水封式としガス逆流の際これを確實に防ぐことができる構造とすること
 - 三 内径十二センチメートル以下、有効水柱二十五ミリメートル以上とし、水位を點検するに便利な構造とすること
 - 四 吹管毎に安全器を備え、且つ發生器との間に相當の距離を保つこと
 - 五 ガスだめが發生器と分離するものでは、更にその間に安全器を備えること、但しこの場合には第三號の規定はこれを適用しない
- 第三百九十三條** カーバイトのかすだめは、安全な場所にこれを設け、その構造は、左の事項を具備しなければならない。但し、出張作業等で、移動式熔接装置を使用する場合は、この限りでない。
- 一 れんが又はコンクリート等を使用すること
 - 二 容積はカーバイトでん充器の三倍以上とすること

第三節 管 理

第三百九十四條 使用者は、左の事項を行わなければならない。

- 一 検査證の番號、熔接主任者の氏名並びに發生器の種類、型式、製作所名、毎時平均ガス發生算定量及び一回のカーバイト送給量を、發生器室内の見易い箇所に掲示すること、但し、出張作業等で移動式熔接装置を使用する場合には、熔接主任者に

管理上
使用者
のとり
置く
べき
措置

検査證を携帯させること

- 二 發生器室には係員の外濫りに立入ることを禁止し、且つその旨適當に標示すること
- 三 發生器から五メートル以内又は發生器室から三メートル以内の場所では、喫煙、火氣の使用又は火花を發するおそれのある行爲を禁止し、且つその旨適當に標示すること

四 導管には、酸素用とアセチレン用との混同を防ぐための措置を講ずること

五 熔接装置の設置場所には、適當な消火設備を備えること

六 熔接作業の場所には、保護眼鏡及び保護手袋を備えること

七 熔接装置の構造又は設備の缺陷について、労働者から報告を受けたときは、直ちに危害防止のため必要な措置を講ずること

第三百九十五條 熔接主任者は、熔接作業中熔接士免許證を携帯しなければならない。

熔接主任者は、常に危害防止に注意し、異常を認めたときは、直ちに適當な措置を講じなければならない。

熔接主任者は、熔接作業又は熔接装置の取扱に従事する労働者に對し、左の事項を指示しなければならない。

- 一 熔接作業中は、保護眼鏡及び保護手袋を着用すること

熔接主
任者の
職務

- 二 使用中の発生器には、火花を發するおそれのある工具を使用し、又はその他衝撃を與える行爲をしないこと
- 三 熔接装置のガス漏を點檢する場合は、石けん水を使用し、又はその他安全な方法によること
- 四 熔接作業を開始しようとするときは、熔接装置の各部を點檢し、且つ発生器内に空氣とアセチレンとの混合ガスが存在するときは、これを排除すること
- 五 熔接装置内の水の凍結を防ぐための保温又は加温には、温水若しくは蒸氣を使用し又はその他安全な方法によること
- 六 発生器の氣鐘上には、溢りに物を置かないこと
- 七 発生器の使用を休止し、残りゆうカーバイトによるガス發生のおそれのある場合には、水室の水位を適當に保つこと
- 八 発生器を修繕、加工、運搬又は格納しようとするとき若しくはその使用を繼續して休止しようとするときは、アセチレン及びカーバイトを完全に除去すること
- 九 移動式熔接装置の発生器は、高温の場所、換氣の悪い場所、振動の多い場所等にこれを据え付けないこと
- 十 安全器は、熔接作業中容易に水位を確めることができる箇所に置き、且つ作業繼續中は一日一回以上これを點檢すること

- 十一 発生器室の出入口の戸は、これを開放して置かないこと
 - 十二 発生器から五メートル以内又は発生器室から三メートル以内の場所では喫煙、火氣の使用又は火花を發するおそれのある行爲をしないこと
 - 十三 カーバイト罐を開封するときは、打撃その他火花を發するおそれのある行爲をしないこと
 - 十四 移動式熔接装置の発生器にカーバイトを詰替えるときは、屋外の安全な場所で行うこと
 - 十五 カーバイトのかすは、ガスによる危険がなくなるまで、かすだめに容れ又は安全な場所で適當に處置すること
 - 十六 熔接作業は、爆發性、發火性、引火性、又は多量の可燃性の物がある附近で、これを行わないこと
 - 十七 アルコール、揮發油、タール類、油脂類、硫酸等を容れたことのある容器を熔接し、又は熔斷しようとするときは、これを排除し、且つその内部を點檢した後作業を開始すること
- 第三百九十六條** 熔接作業又は熔接装置の取扱に従事する労働者は、前二條の規定により指示された事項を行わなければならない。

第三百九十七條 第四十四條第一項第四號の業務に就く者は、熔接士免許を受けた者（熔接士）でなければならぬ。
本條はアセチレン發生装置の作業主任の業務につくべきものの資格に關する規定である。

第三百九十八條 都道府縣勞働基準局長は、熔接士試験に合格した者に對して、様式第四十七號による熔接士免許證を交付する。

第三百九十九條 左の各號の一に該當する者は、熔接士試験を受けることができない。

- 一 身體又は精神に缺陷があつて、熔接装置の取扱に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を經過しない者
- 三 熔接士免許の取消を受けた後、一年を經過しない者

第四百條 熔接士試験は、左の科目についてこれを行う。但し、都道府縣勞働基準局長が勞働省勞働基準局長の示す基準により、その必要がないと認めた者については、試験科目の全部又は一部を免除することができる。

- 一 アセチレン熔接に關する實技
- 二 熔接装置の構造及び取扱概要
- 三 アセチレン、カーバイト及び酸素に關する事項
- 四 アセチレン熔接に關する法令

熔接士免許證の交付
熔接士試験の受験資格
試験科目

受験の申請

免許の取り消し

免許證の再交付申請

第四百一條 熔接士試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

第四百二條 都道府縣勞働基準局長は、熔接士が左の各號の一に該當するときは、その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて火災、爆發又はこれに準ずる事故を起したとき
- 二 第二百九十五條の規定に違反したとき
- 三 熔接士試験について不正の行爲があつたとき
- 四 熔接士免許證を他人に貸與したとき
- 五 第三百九十九條第一號に該當するに至つたとき

前項の處分を受けた者は、遲滞なく免許證を返還しなければならない。

第四百三條 熔接士免許證を失い、又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて、免許を受けた都道府縣勞働基準局長に申請することができる。

第四章 映寫技術者

第四百四條 第四十四條第一項第五號の業務に就く者は、映寫技術者免許を受けた者（映寫技術者）でなければならぬ。

本條は映寫機による上映操作の業務につくべきものの資格に關する規定である。

免許證の交付の等級

第四百五條 都道府縣勞働基準局長は、映寫技術者試験に合格した者に對して様式第四十八號による映寫技術者免許證を交付する。

第四百六條 映寫技術者免許を分けて一般免許及び二級免許とし、二級免許を甲種及び乙種の二種とする。乙種映寫技術者は、炭素弧光灯を光源とする映寫機の操作をすることができない。

作業主任者の選任

第四百七條 映寫室には、一級映寫技術者の免許を有する作業主任者（映寫主任者という。）を選任しなければならない。前項の映寫主任者を選任したときは、様式第二十九號によつて、所轄勞働基準監督署長に報告しなければならない。勞働基準監督署長は、映寫主任者がその職務を行うことが不適當であると認めるときはその解任を命ずることができる。

映寫技術者の試験資格

第四百八條 左の各號の一に該當する者は、映寫技術者試験を受けることができない。二級免許を受けた後、一年以上實務の経験を有する者でなければ、一級映寫技術者試験を受けることができない。

- 一 身體又は精神に缺陷があつて、映寫機の操作に不適當であると認められる者
- 二 不正の方法によつて申請又は受験したことが發覺し、六箇月を経過しない者
- 三 映寫技術者免許の取消を受けた後、一年を経過しない者

試験の科目

第四百九條 映寫技術者試験は、左の科目についてこれを行う。但し、都道府縣勞働基準局長がその必要がないと認めたる者については、試験科目の全部又は一部の省略することができらる。

- 一 一級映寫技術者
 - (イ) 映寫機の操作
 - (ロ) 映寫機の構造
 - (ハ) 映寫に必要な電氣知識
 - (ニ) 映寫機の調整
 - (ホ) 發聲映畫に關する知識
- 二 二級映寫技術者
 - (イ) 映寫機の操作
 - (ロ) 映寫機の構造
 - (ハ) 映寫に必要な電氣知識
 - (ニ) 安全知識

受験の申請

第四百十條 映寫技術者試験を受けようとする者は、様式第三十七號による申請書を所轄都道府縣勞働基準局長に提出しなければならない。

免許の取り消し

第四百十一條 都道府縣勞働基準局長は、映寫技術者が左の各號の一に該當するときは

その者の免許を取り消すことができる。

- 一 故意又は重大な過失によつて火災、爆發又はこれに準ずる事故を起したとき
 - 二 第四百十三條の規定に違反したとき
 - 三 試験について不正の行爲があつたとき
 - 四 映寫技術者免許證を他人に貸與したとき
 - 五 第四百八十一條第二項第一號に該當するに至つたとき
- 前項の處分を受けた者は遅滞なく免許證を返還しなければならない。

第四百十二條 映寫技術者 免許證を失ひ又は損じたときは、その再交付を様式第三十八號によつて、免許を受けた都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第四百十三條 映寫技術者は左の事項を行わなければならない。

- 一 映寫作業中映寫技術者免許證を携帯すること
- 二 映寫技術者免許證は他人に貸與しないこと
- 三 映寫作業中濫りに映寫室を離れないこと
- 四 映寫室には、係員以外の者を出入させないこと
- 五 映寫室には必要な場合の外、火氣その他爆發又は發火しやすい物を持ちこまないこと
- 六 フィルムは、使用後直ちに不燃性の容器に入れ、これを格納庫に納めて置くこと

免許證の再交付の申請
映寫技術者の職務

第五章 軌道装置

第一節 總 則

第四百十四條 この命令で軌道装置とは、動力を用いて軌條により労働者又は荷物を運搬するに必要な事業場附帯の軌道及び原動機、機關車、車輛、巻上機等を含む一切の装置をいう。但し、鐵道營業法、軌道法その他の法令の適用を受けるものにはこの章の規定を適用しない。

第四百十五條 軌道装置を設置しようとするときは、第五十六條の届書に、摘要書及び圖面を添附しなければならない。

前項の摘要書には、左の事項を記載しなければならない。但し、その事項を圖示する場合は、この限りでない。

一 機關車を運轉する軌道

- (イ) 使用目的
- (ロ) 起點、終點の位置及びその高低差並びに軌道の延長
- (ハ) 最小曲線半徑及び最急こう配
- (ニ) 軌間、單線又は複線の區別及び軌條の單位長さの重量
- (ホ) 地下運轉の場所については、その長さ、幅、高さ及び軌道の中心から兩側ま

軌道装置の設置の認可の申請

軌道装置の定義

での距離

- (ヘ) 橋りよう又はさん橋の長さ、幅及び構造
 - (ト) 動力車の種類、型式、自重、けん引力及び主要寸法
 - (チ) 制動機の種類及び作用
 - (リ) 信號、警報及び照明の装置
 - (ヌ) 車輛の主要寸法、自重及び最大積載量
 - (ル) 最大連結車輛數及び連結機の構造
 - (ラ) 最大運轉速度
- 二 鋼索けん引車を運轉する軌道
- (イ) 使用目的
 - (ロ) 方法及び延長
 - (ハ) 起點及び終點の位置
 - (ニ) 最小曲線半径及び最急こう配
 - (ホ) 軌間、單線又は複線の區別及び軌條の單位、長さの重量
 - (ヘ) 地下運轉の場所については、その長さ、幅、高さ及び軌道の中心から兩側までの距離
 - (ト) 橋りよう又はさん橋の長さ幅及び構造

軌條の重量の基準

第四百十六條 軌條の重量は左の基準によらなければならない。

車輛重量	軌條重量
五トン未満	九キログラム
五トン以上十トン未満	十二キログラム
十トン以上十五トン未満	十五キログラム

第四百十七條 軌條の繼目は兩側に繼目板をあて、且つ四本のボルトで堅固に締め付けなければならない。

第四百十八條 軌條の敷設にはまくら木を使用し、くぎで堅固に固定しなければならない。

- 一 軌間六百十ミリメートル

まくら木の使

車輛重量	まくら木の大きさ	間隔
五トン未満	徑九センチメートル 長さ九十センチメートル	六十センチメートル乃至七十五センチメートル
五トン以上十トン未満	幅十二センチメートル 長さ九センチメートル 厚さ九センチメートル	六十センチメートル乃至七十五センチメートル
十トン以上十五トン未満	幅十五センチメートル 長さ十二センチメートル 厚さ十二センチメートル 長さ百センチメートル	六十センチメートル乃至七十五センチメートル

二 軌間七百六十ミリメートル

長さを前號の値にそれぞれ二十センチメートル加えた値のものとする。

第四百十九條 腐しよくし易い箇所又は取換の困難な箇所のまくら木は、耐久性を有するものでなければならぬ。

第四百二十條 五トン以上の動力車を運轉する軌道の道床は、まくら木及び軌條を安全に保持するため充分つき固め、且つ排水を良好にする措置を講じなければならない。

第四百二十一條 軌道の曲線部は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 曲線半径は十メートル以上とすること
- 二 適當な高度及び擴度を保つこと

道床につとるべき措置
曲線部の具備事項

この配度の

動力車の制動力の備え付け

動力車の具備事項

三 曲線半径に應じ護輪軌道を設けること

第四百二十二條 軌道のこの配は機關車を使用する區間では、二十分の一を超えてはならない。

第四百二十三條 軌條の分岐する部分には、確實な機能を有する轉てつ器及びてつ又を設け、軌道の終端には、確實な車止装置を設けなければならない。

第四百二十四條 動力車及び車輛は、相互の離脱を防ぐために確實な連結装置を設けなければならない。

第四百二十五條 動力車には、手用制動機を備え且つ十トン以上の動力車には動力制動機を併せ備えなければならない。

制動機の制輪子に作用する壓力と制動車輪の軌條に對する壓力との割合は、動力制動機にあつては、百分の五十以上百分の七十五以下、手用制動機にあつては、百分の二十以上としなければならない。

第四百二十六條 動力車は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 汽笛、警鈴等の合圖の装置を備えること
- 二 夜間又は地下に使用する場合は、前灯及び運轉室の照明設備を設けること
- 三 蒸汽機關車の汽罐には、第四編第一章に規定する附屬設備及び火粉止を設けると

車輪の
具備事項

四 内燃機關車には、潤滑油の温度及び壓力を表示する計器を備えること
五 電気機關車には、自動しや斷器を備え、且つ架空線式の場合には、避雷器を備えること

第四百二十七條 車輪は左の事項を具備しなければならない。

- 一 タイヤの幅は、フランジが最も摩耗したとき最大軌間を通過する場合に、猶その踏面が軌條に安全に乗る廣さとする事
- 二 フランジの厚さは、最も摩耗したときに、充分の強さを有し、且つ分岐及びつ又の通過に差し支えない厚さ以下とする事
- 三 フランジの高さは、タイヤが軌條から外れない高さ以上で、繼目板及びつ又等に乗り上げない高さとする事

第四百二十八條 卷上装置は、左の事項を具備しなければならない。

- 一 鋼索の安全係数は、六以上とすること
- 二 有効な制動機を備えること
- 三 適當な信號装置を設け、又はこれに準ずる安全な措置を講ずること
- 四 鋼索は、三百ミリメートルの長さの間において、子線數の十分の一以上が切斷したものを使用しないこと
- 五 鋼索は、確實な方法で取り付けること

卷上装置の
備置事項

逸走防止
の装置
の備置

六 鋼索が長いとき又は曲線の部分があるときは、必要な箇所に適當なガイドローラを設け、且つ適時注油すること

第四百二十九條 軌道又は卷上装置、車輛が逸走するおそれのある場合は、逸走防止装置を設けなければならない。

第三節 管 理

第四百三十條 蒸汽機關車及び汽動車は、左の定期検査を行わなければならない。

- 一 三年を超えない期間毎に主要部分を取り外して各部の検査を行い且つ試運転をすること
- 二 六箇月を超えない期間毎にシリンダ及び弁室の内部、蒸汽管、排汽管加減弁、安全弁及び壓力計の検査をすること
- 三 毎月少くとも一回火室内部、可溶栓、火粉止、水面測定装置、給水装置及び制動機の検査をすること

前項の規定は、内燃機關車の定期検査にこれを準用する。

第四百三十一條 電気機關車及び電車は、左の定期検査を行わなければならない。

- 一 三年を超えない期間毎に主要部分を取り外して各部の検査及び電動機の絶縁試験を行い且つ試運転をすること
- 二 一年を超えない期間毎に電動機、制動機、開閉器、自動しや斷器、避雷器、敷設

電気機關車
の定期検査

蒸汽機關車
の定期検査

電線、接絶コード及び各種計器の検査をすること

三 毎月少くとも一回電路と大地との間の絶縁抵抗の試験及び制動機の検査をすること

第四百三十二條 軌道は常時、軌條及び路面の状態を検査し、必要な補修をしなければならぬ。

軌道の補修

第四百三十三條 使用者は、軌道装置の状況に應じ、信號装置を設け、又は操車に關する合圖の定めを作らなければならない。

信號装置の設置

第四百三十四條 車輛は、その構造、軌條の種類、軌間、こう配、曲線半径等に應じて安全な速度を定め、各區間の制限速度は、これを關係労働者に明示しなければならない。

制限速度の明示

第四百三十五條 第四百三十三條第一項による信號規定及び第四百三十條乃至第四百三十二條の検査の結果は、これを記録して保存しなければならない。

記録の保存

第四百三十六條 労働者は、動力車を停止してその位置を離れるときは、制動機を締めその他自動防止の措置を講じなければならない。

第四節 手押車輛

第四百三十八條 手押車輛を使用する軌道は、第四百十條及び第四百三十三條の規定を準用するの外、左の事項を具備しなければならない。

- 一 軌道の曲線半径は、五メートル以上とすること
- 二 こう配は十五分の一以下とすること
- 三 軌條の重量は、六キログラム以上とすること
- 四 徑九センチメートル又はこれと同等以上のまくら木を適當な間隔に使用すること
- 五 こう配が百分の一以上の區間に使用する車輛には、機能の確實な手用制動機を備えること

第四百三十九條 労働者は、手押車輛を運轉する場合は、左の事項を行わなければならない。

- 一 車輛の間隔は、上りこう配又は水平軌道の區間では、六メートル以上、下りこう配の區間では、二十メートル以上とすること
- 二 車輛の速度は、下りこう配で毎時十五キロメートルを超えないこと

附 則

第四百四十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

手押車輛の備置事項

手押車輛の運轉事項

第四百四十一條 この命令施行後六箇月以内に限り安全管理者については、第三條の規定はこれを適用しない。

第四百四十二條 この命令施行の際、工場危害豫防及び衛生規則土木建築工事場安全及び衛生規則又は土石採取場安全及び衛生規則により安全管理者又は安全管理人の職にある者は、この命令施行の日から六箇月間は、この命令に規定する安全管理者とみなす。

第四百四十三條 この命令施行後一年以内に限り、醫師である衛生管理者については、第三十三條の規定はこれを適用しない。

第四百四十四條 使用者は、この命令施行後一年以内に限り、第十四條第二號の規定にかかわらず、事業場において労働衛生の業務に従事し又は従事した者に、醫師でない衛生管理者の職務を行わせることができる。

第四百四十五條 この命令施行の際、現に法令により第四十四條第一項各號に定める免許を有する者は、この命令により同級の免許を有する者とみなす。但し、府縣令により映寫機の操作に關し甲種又は乙種免許を有する者は、この命令の映寫技術者免許の二級甲種又は二級乙種免許を有する者とみなす。

前項の規定により免許を有する者は、この命令による免許證との書換を様式第三十八號によつて都道府縣労働基準局長に申請することができる。

第四百四十六條 この命令施行の際現に汽罐取締令により汽罐取扱主任者の職にある者は、この命令施行の日から六箇月間は、第四編第五章第三百四十條の規定にかかわらず、この命令に規定する汽罐取扱主任者とみなす。

第四百四十七條 使用者は、この命令施行の日から六箇月以内に限り、第三百八十條又は第四百六條第一項の規定にかかわらずアセチレン熔接主任者又は映寫主任者を選任することができる。

第四百四十八條 第四編各章に規定する汽罐及び特殊汽罐、揚重機又はアセチレン熔接装置で、この命令施行の際現に從來の法令による認可又は検査を受けて使用中のもの若しくはその手續を完了したものは、この命令による認可又は検査を受けたもの若しくは手續を完了したものとみなす。

第四百四十九條 第四編各章に規定する機械及び器具であつて現に使用中のものは、その種別に従い、昭和二十二年十二月三十一日迄に、様式第四十九號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。但し、汽罐取締令の適用を受ける汽罐については、この限りでない。

第四百五十條 汽罐取締令は、これを廢止する。

第四百五十一條 この命令は、鑛業及び砂鑛業における安全については、當分の間これを適用しない。

九 女子年少者労働基準規則 (昭和二十二年十月三十一日) (労働省令第八號)

滿十五歳以上の児童の使用基準

第一條 法第五十六條第一項但書の規定による義務教育の課程は、学校教育法第九十六條の規定による課程とする。但し、昭和二十一年度以前の国民學校修了者にあつては国民學校令による国民學校初等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程とする

1 新學制によつて初等(六年)中等(三年)教育は義務教育となつた。しかし學校教育法第九十六條は昭和二十二年度は滿十三歳に達した日の屬する學年の終りまでを義務教育とし、當分の間二十三年度以降は、就學義務は勅令を以て定めることにした。

使用者の證明書義務

第二條 滿十八歳に滿たない者を使用する使用者は、法第五十七條第一項の規定によりその年齢を證明する戸籍證明書を、その者から提供を受けて事業場に備え付けなければならない。

前項の證明書は、使用者が滿十八歳に滿たない者の使用をやめるに至つた場合は還滯なく、これをその者に返還しなければならない。

1 戸籍謄本又は抄本である必要はないが、年少者の姓名、生年月日、出生地及び兩親の姓名を記載して役場の證明をうけること。

滿十五歳以上の児童の使用を認めず就業の申請書の提出

第三條 滿十五歳に滿たない児童で就業しようとする者(滿十四歳以上で義務教育の課程を終了した者を除く)は法第五十六條第二項の規定により労働基準監督署から様式第一號の就業許可申請書用紙の交付を受け、必要事項を記載の上、學校長及び親權者又は後見人の署名を受け、使用者たるべき者と連名で、その年齢を證明する戸籍證明書を添えて、親權者又は後見人の立會のもとに、これをその住所を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の就業許可申請書の作成にあつては、使用者たるべき者、學校長及び親權者又は後見人はそれぞれ所要の事項を記入しなければならない。

使用許可の證明書の交付

第四條 児童の住所を管轄する労働基準監督署長は、前條の就業許可申請書について児童の就業を許可する場合は、様式第二號の使用許可證明書を使用者たるべき者に交付すると共に、児童にその旨を通知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書にその事由を記入して、その年齢を證明する戸籍證明書を添えて、児童に返還すると共にその旨を使用者たるべき者に通知しなければならない。

労働基準監督署長は、前項の使用許可證明書に、法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書並びに親權者又は後見人の同意書の内容を記載しなければならない。

第五條 第三條及び第四條の規定にかかわらず、児童及び親權者又は後見人が自ら出願

臨時使用の證明書の交付

使用許可
證明書の
備付義務

しがたい事情があるときは、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は臨時使用許可證明書を交付することができる。
前項の規定により臨時使用許可證明書を交付した場合、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、實情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可證明書となすことができる。

第六條 満十五歳に満たない児童（満十四歳以上で、義務教育の課程を修了した者を除く。）を使用する使用者は、前二條の使用許可證明書を事業場に備えなければならない。児童の使用は、使用許可證明書に記載された条件においてのみ有効であり、且つ児童が二以上の業務に就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けなければならない。児童の使用許可證明書を備え付ける使用者はこれを、法第五十六條第一項の規定による戸籍證明書及び法第五十七條第二項の規定による學校長の證明書及び親権者又は付見人の同意書に代えることができる。

使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合においては、使用許可證明書を交付を受けた労働基準監督署長に遅滞なく返還しなければならない。

第七條 使用許可證明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は、遅滞なく、その事由を證明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。

児童使

第八條 使用許可證明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを

使用許可
の取消

発見した場合又は、児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に對し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。

義務教育
修了證明書
の備付義務

第九條 満十五歳未満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者は、その者の年齢を證明する戸籍證明書と共に修了を證明する學校長の證明書又は卒業證書の寫を事業場に備え付けなければならない。
使用者は、児童の使用をやめるに至つた場合は、前項の證明書又は寫を、遅滞なく児童に返還しなければならない。

第十條 法第五十八條第二項の規定による行政官廳の契約の解除は様式第三號により所轄労働基準監督署長がこれを行う。¹

第十一條 法第六十二條第三項の規定により労働をさせる使用者は、様式第四號により所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。¹

第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満十八歳以上の女子については、様式第五號により、斷續作業については四十キログラム、繼續作業については三十キログラムを超えない範圍において労働基

重量物
取扱業務
の範圍

準局長の定める標準に基いて、所轄労働基準監督署長の許可をうけた場合は、この限りでない。

區分	斷續作業		繼續作業	
	男	女	男	女
滿十六歳未滿	十五 キログラム	十二 キログラム	十 キログラム	八 キログラム
滿十六歳以上	二十五	二十五	十五	十五
滿十八歳未滿	三十	三十	二十	二十
滿十八歳以上	三十	三十	二十	二十

第十三條 滿十八歳に滿たない者を就かせてはならない業務の範圍は次に掲げるものとする。

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 熔接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の据付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運轉の業務
- 五 アセチレン熔接装置の作業主任者の業務
- 六 映寫機による上映操作の業務

滿十八歳以上の未就業者の業務範圍

- 七 火元責任者の業務
- 八 壓縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務
- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 卷上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータの組立、移動若しくは解體の作業主任者の業務
- 十一 熔鑄爐、金屬熔解爐又は電氣爐の作業主任者の業務
- 十二 金屬の熱間壓延の作業主任者の業務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限壓力二キログラム毎平方センチメートル以上の空氣壓縮機の作業主任者の業務
- 十四 乾燥室の作業主任者の業務
- 十五 積さい能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ用運轉の業務
- 十六 動力による軌條運輸機關並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車の運轉の業務
- 十七 動力による卷上機（電氣ホイスト及びエヤーホイストを除く）運搬機又は索道運轉の業務
- 十八 高壓（特別高壓を含む）電線路及びこれに屬する電氣機械及び器具の取扱の業務

- 十九 運轉中の原動機及び原動機から中間軸までの動力傳導装置の掃除、注油、検査
修繕又は調帯の掛換の業務
- 二十 天井走行起重機の玉掛け又は合圖の業務
- 二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液體燃焼器の點火の業務
- 二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運轉の業務
- 二十三 ゴム、エポナイト等粘性質のロール練の業務
- 二十四 直徑二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く。）又は動
輪が直徑七十五センチメートル以上の帶のこ盤における木材の送給の業務
- 二十五 動力によつて運轉する壓機の金型若しくは切斷機の双部の調整又は掃除の業
務
- 二十六 操車場構内における軌道車輛の入換連結又は解放の業務
- 二十七 軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四〇〇メートル以内又は車輛の通行
頻繁な場所における單獨の業務
- 二十八 蒸氣又は壓縮空氣による壓機又は鍛造機械を用いる金屬加工の業務
- 二十九 動力による打拔機、切斷機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の
業務

- 三十 パイレン機を用いる鑄物の破壊の業務
- 三十一 木工用かなな機、單軸面取器を用いる業務
- 三十二 岩石鑛物の破砕機に材料を送給する業務
- 三十三 火薬、爆薬、火工品、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸カリ、硝酸アンモニ
ア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆發性の物を
取扱う作業で爆發の危険のある業務
- 三十四 カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイド、生石灰、黄りん、赤
りん、硫化りん若しくはこれに準ずる發火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で
發火の危険のある業務
- 三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸ア
ミル、ペンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性
の物を取扱う作業で發火の危険のある業務
- 三十六 壓縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務
- 三十七 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、鹽酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭
酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務
- 三十八 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、鹽素、青酸、アニリンその他こ
れに準ずる有害なものガス、蒸氣若しくは粉じんを發散する場所における業務

三十九 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務
四十 高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務

ける業務
四十一 丸太足場の組立又は解体の業務 但し、地上における補助作業を除く。

四十二 直徑三十五センチメートル以上の伐木の業務

四十三 木馬道、修羅又は管流等による木材搬出の業務

四十四 土石、獸毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

四十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務

四十六 多量の高熱物體を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

四十七 多量の低温物體を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

四十八 異常氣壓下における業務

四十九 さく岩機、鋸打機等の使用によつて身體に著しい振動を與える業務

五十 ボイラー製造等強烈な騒音を發する場所における業務

五十一 病原體によつて汚染のおそれ著しい業務 但し、保健婦、看護婦、助産婦令

により免許を受けた者及び養成中の者を除く。

五十二 酒類醸造の業務

五十三 焼却、清掃又は屠殺の業務

滿十八歳以上の女子就業禁止の範圍

五十四 監獄又は精神病院における業務

五十五 酒席に侍する業務

五十六 特殊の遊興的接客業における業務 但し、昭和二十四年三月末日までは滿十

六歳以上の者を除く。

五十七 前記各號の外中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務

第十四條 滿十八歳以上の女子を就かせてはならない業務の範圍は、前條各號の中次に

掲げるものとする

一 第一號及び第二號

二 第四號 但し、卷上能力五トン未満のものを除く。

三 第十號乃至第十三號

四 第十五號

五 第十八號乃至第二十號

六 第二十二號

七 第二十四號

八 第二十六號

九 第二十八號乃至第三十二號

十 第三十八號乃至第四十三號

十一 第四十六號乃至第四十九號

第十五條 法第五十六條第二項の規定による児童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については與えないものとする。

一 公衆の娯樂を目的として曲馬又は輕わざを行ふ業務

二 戸々について又は道路その他これに準ずる場所で、歌謡遊藝その他の演技を行ふ業務

業務

三 旅館、料理店、飲食店又は娛樂場における業務

四 エレベーター運轉の業務

五 労働基準監督署長が児童の生命、健康若しくは福祉に危険若しくは有害であると認めたる業務

業務

六 その他労働大臣の指定する業務

第十六條 法第六十七條の規定による生理に有害な業務の範囲は、次に掲げるものとする。

一 大部分の労働時間が立業又は下肢作業で占められる業務

二 著しく精神的・神経的緊張を必要とする業務

三 任意に中断できない業務

四 運搬、牽引、持上げその他相當の筋肉的労働を必要とする業務

五 身體の動搖、振動及び衝撃を伴う業務

六 その他中央労働基準委員會の議を経て労働大臣の指定する業務

使用者が、次に掲げる措置を講じた場合においては前項の規定はこれを適用しない。

一 第一號乃至第三號の業務について、使用者が生理日の労働者に對し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他必要な施設を與えた場合

二 第四號及び第五號の業務について、その作業が斷続的であるか、又は極めて部分的である業務であるとき、使用者が生理日の労働者をその作業に就かせないよう必要な措置を講じた場合

三 各號の業務を通じ、使用者が労働者の生理日において各號以外の業務に就かせる措置を講じた場合

前二項の規定にかかわらず生理日の就業が著しく困難な女子が生理・休暇を請求したときは、使用者は、その者を就業させてはならない

第十七條 使用者が法第六十八條但書の規定による事由の認定については、様式第六號によつて、所轄労働基準監督署長から、これを受けなければならぬ。但し、労働基準法施行規則第七條の規定による認定を受けた者についてはこの限りでない。

1 本條は女子年少者の歸郷旅費負擔除外の認定に關する規定である。

第十八條 法第百條の二第三項の規定により婦人少年局長及びその指定する所屬の官吏を婦人少年局調査員¹という。

使用者の報告義務

婦人少年局調査員の携帯すべき證券は様式第七號による。

1 婦人少年局調査員は、労働基準法中、女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行ふ調査の場合に、労働基準監督官と同等の権限を有する。

第十九條 使用者は、女子保護實施狀況に關する事項について、毎年一回様式第八號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

附 則

第二十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。但し、第九條の規定は、昭和二十三年四月末日まで、これを適用しない。

十 技能者養成規程

(昭和二十二年十月三十一日 労働省令 第六號)

第一條 労働基準法(以下法という。)第七十條の規定による特定の技能者の養成は、この命令の定めるところによる。

第二條 この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表第一に指定する技能を習得する者で、法第七十一條第一項の規定による認可に基いて使用される者をいう。

第三條 この命令で養成契約とは、使用者が技能習得者に系統的技能訓練を興えることを約し、技能習得者がこれに對し、約定の條件に従つて労働に服することを約する勞

技能者の習得者の意味の養成契約の味

働契約をいう。

第四條 養成契約は、書面をもつて締結し、二通を作成し、一通は使用者、一通は技能習得者が契約期間の満了までこれを保管しなければならない。

第五條 養成契約書には、次に掲げる事項を具備しなければならない。

- 一 使用者の氏名、職業及び住所又は事業の名稱、種類並びに事業場の所在地
- 二 技能習得者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 三 従事すべき業務の種類
- 四 養成期間
- 五 試の使用期間の定をする場合には、その期間
- 六 使用者及び技能習得者の義務として特に定めたものがあるときは、その事項
- 七 賃金の基準、昇給及び支拂方法その他給與に關する事項
- 八 使用者並びに技能習得者及びその法定代理人の記名捺印
- 九 締結の年月日

試の使用期間

第六條 試の使用期間は、雇入後一箇月を超えない期間について、これを定めることができる。この期間は、養成期間のうちに含める。

第七條 養成契約の當事者は、試の使用期間中においては、養成契約を解除することができる。

養成契約の保管義務

技能習得者の契約解除

第八條 技能習得者は、使用者が次の各號の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

- 一 この命令に定める資格を失つた場合
- 二 事業を廢止した場合
- 三 精神又は身體の障害によつて、技能者の養成を繼續することができなくなつた場合
- 四 法、この命令、就業規則又は養成契約の定に違反した場合

使用者の契約解除

第九條 使用者は、技能習得者が次の各號の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

- 一 精神又は身體の障害によつて、技能の習得を繼續することができなくなつた場合
- 二 法、この命令、就業規則又は養成契約の定にしばしば違反した場合
- 三 素質、順應又は能力が不十分で成業の見込がない場合

第十條 使用者は、前條の規定に基いて契約を解除する場合には、様式第一號によつて所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。

第十一條 養成契約は、法第十四條の規定にかかわらず、この命令に定める養成期間について、これを締結することができる。但し、第十六條の規定によつて雇い入れた技能習得者の養成契約は、第二十二條第二項の證明書に記入された期間を控除して、こ

養成期間の約定期間

れを締結しなければならない。

第十二條 養成期間は、別表第二に定める期間を超えてはならない。但し、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、一年を超えない期間において、これを延長することができる。

第十三條 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによつて、技能教程、關連學科及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない。

技能の検定

第十四條 使用者は、技能教程の進度に應じ、少くとも年一回技能を檢定し、技能習得者の等級を定めなければならない。

使用者は、養成期間の終了した場合には、技能習得者の技能を檢定し、これを様式第二號によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第十五條 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能習得者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について、教習事項の一部を變更することができる。

第十六條 使用者は、第二十二條第二項の證明書を有する者を雇い入れて技能習得者とした場合には、その者が既に習得した課程及び等級に應じて教習を行わなければならない

教習事項の變更

女子年少者の危険有害業務就業

第十七條 使用者は、直接の指導、監視その他適切な防護の方法を定めた場合には、技能の習得を目的とする満十八歳に満たない者、女子及び未経験者を労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務中別表第三に指定する業務に就かせることができる。

前項の規定による防護の方法の基準は、別表第三による。

第十八條 次の各號の一に該当する使用者でなければ、技能者の養成をすることができない。

- 一 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者
- 二 當該技能について、別表第四に定める経験年數、學歷又は資格を有する者
- 三 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の團體によつて技能者の養成の資格があることを證明された者
- 四 労働大臣の指定する他の法令によつて、當該法令に定める技能についての指導員の資格を有する者

第十九條 衆議院議員選挙法第六條の規定によつて、被選挙権を有しない者は、技能者の養成をすることができない。

第二十條 使用者は、その直接の責任の下に技能者の養成の一部又は全部について、こ

技能者の養成資格ある者

技能者の養成資格者
技能者の養成者

養成の委任

技能者の養成の委任

技能者の修了證明書の交付

の命令に定める資格を有する他の者をして行わせることができる。

第二十一條 使用者は、疾病その他の事由によつて、技能者の養成ができなくなった場合で、技能習得者が養成契約の繼續を欲するときは、使用者に代つてこの命令に定める資格を有する他の者をして技能者の養成を行わせなければならない。

第二十二條 使用者は、養成期間が終了した場合には、技能習得者に對し技能者養成修了證明書を交付しなければならない。

使用者は養成契約が解除された場合には、技能習得者が既に習得した課程、期間及び等級を記入した證明書を交付しなければならない。

第二十三條 技能習得者は、養成契約の存続中に他の使用者に雇われてはならない。

第二十四條 事業場内におけると否とを問わず、技能習得者が第十三條の教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とみなす。

第二十五條 使用者は、技能習得者に對し賃金の一部を居住費、賄費として控除することができる。

使用者は、技能習得者に對し道具、作業衣、教材その他教習に必要な物品を提供しなければならない。

第二十六條 使用者は、法第二十八條の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第五十一條の規定にかかわらず、技能習得者の教習の課程に應じた賃金を支拂うこ

最低賃金に對する除外

とができる。

前項の賃金は、労働大臣が技能者養成委員会に諮問して定めた金額を下つてはならない。

第二十七條 使用者は、満十八歳に満たない者に、養成期間中出來高拂制その他の請負制を行つてはならない。

第二十八條 法第七十一條第一項の規定による認可は、様式第三號によつて、所轄労働基準監督署長よりこれを受けなければならない。

1 本條は技能者の雇入認可に關する規定である。

第二十九條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、労働者を雇い入れた場合には、様式第四號によつて、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

前項の届出には、第四條の規定による養成契約書の寫を添附しなければならない。

第三十條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、様式第五號による技能習得者證明書を所轄労働基準監督署長より受け、これを事業場に養成契約期間の満了まで備え付けなければならない。

第三十一條 使用者は、様式第六號によつて、技能習得者名簿を調製し、これを事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前項の名簿をもつて、法第七條の労働者名簿にかえることができる。

技能習得者の出入の届

技能習得者の名簿の付義務

この命令の適用を受けるもの

第三十二條 使用者が、法第七十一條第一項の認可を受けないで、その所屬労働者を労働の過程において養成する場合には、技能者の養成の名義を用いても、これに對してはこの命令による定の適用がなく、法の一般の規定が適用される。法第七十一條第一項の認可を取消された場合も同様である。

附 則

第三十三條 この命令は昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。但し、第三十一條の規定は昭和二十三年三月一日からこれを施行する。

第三十四條 この命令施行の際現に技能者の養成をする使用者が、法第七十一條第一項の認可を受けた場合には、昭和二十一年三月一日以後に雇い入れた者について行つた技能者の養成については、これをこの命令による技能者の養成をしたものとみなす。

第三十五條 この命令施行の際法第八條第四號の事業の使用者で、昭和二十二年四月一日現在において満十六歳以上十八歳未満の者を機關車乗務員として養成するため現に使用している者が、その者を同一目的のため引き続き使用せんとする場合は、昭和二十四年三月末日までこれを繼續することができ、
(別表第三は缺)
前項の使用者に對しては、この命令を準用する。

別表第一

一	理	科	密	機	組	立	工
二	精	密	機	械	組	立	工
三	電	機	械	物	械	組	立
四	鑄	物	械	物	械	組	立
五	鍛	版	刷	刷	刷	刷	工
六	刻	版	刷	刷	刷	刷	工
七	精	印	刷	刷	刷	刷	工
八	鎚	金	ラ	ス	ス	ス	工
九	カ	ツ	グ	ラ	ス	ス	工
十	レ	ソ	ズ	研	磨	磨	工
十一	陶	工	工	工	工	工	職
十二	漆	工	工	工	工	工	職
十三	竹	工	工	工	工	工	職
十四	手	工	工	工	工	工	職
十五	手	工	工	工	工	工	職

指定技能表

別表第二

一	理	科	密	機	組	立	工
二	精	密	機	械	組	立	工
三	電	機	械	物	械	組	立
四	鑄	物	械	物	械	組	立
五	鍛	版	刷	刷	刷	刷	工
六	刻	版	刷	刷	刷	刷	工
七	精	印	刷	刷	刷	刷	工
八	鎚	金	ラ	ス	ス	ス	工
九	カ	ツ	グ	ラ	ス	ス	工
十	レ	ソ	ズ	研	磨	磨	工
十一	陶	工	工	工	工	工	職
十二	漆	工	工	工	工	工	職
十三	竹	工	工	工	工	工	職
十四	手	工	工	工	工	工	職
十五	手	工	工	工	工	工	職

養成期間表

一	三	年
二	四	年
三	三	年
四	三	年
五	三	年
六	四	年
七	四	年
八	三	年
九	三	年
十	四	年
十一	四	年
十二	三	年
十三	三	年
十四	三	年
十五	四	年

別表第四

使用者資格表

技能	使用者資格
一 理科學機工 二 精密機械組立工 三 電氣機械組立工 四 鑄物工 五 鍛工	一 從來の慣習による徒弟契約完了後十年以上の實地経験を有する者 二 當該技能に關係する實業學校、工場事業場技能者養成令による養成施設の教育又は課程を修了した者 三 大學又は専門學校において當該技能に關係する學科を修め卒業した後に三年以上の實地経験を有する者 四 機械技術者檢定令による檢定に合格した者
六 刻版工 七 精密印刷工 八 鍍金工 九 カットグラス工 十 レンズ研磨工 十一 陶工 十二 漆工 十三 竹籐細工職 十四 手捺染職 十五 手織工	一 從來の慣習による徒弟契約完了後十年以上の實地経験を有する者 二 當該技能に關係する實業學校卒業後五年以上の實地経験を有する者 三 大學又は専門學校において當該技能に關係する學科を修め卒業した後に三年以上の實地経験を有する者

十一 技能者養成委員會官制

技能者養成委員會の審議事項

委員の數、委員の任期

委員會の會長

第一條 技能者養成委員會は、労働大臣の監督に屬し、その諮問に應じて、労働基準法（以下法という。）第七十條の規定に基いて發する命令に關する事項その他技能者の養成に關する重要事項を調査審議する。

1 技能養成者の教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に關する規程。

第二條 技能者養成委員會の委員は、十五人とする。

第三條 技能者養成委員會の委員の任期は、一年とする。
委員が衆議院議員選舉法第六條の規定により被選舉權を有しなくなつた場合、技能者養成委員會に出席することができなくなつた場合又は技能者養成委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解囑することができる。但し、委員が技能者養成委員會の決議による議事その他に關する定にしばしば違反したことを理由として解囑する場合には、當該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならない。

第四條 技能者養成委員會に會長を置く。會長は、公益を代表する委員の中から、委員に缺員を生じた場合の補缺委員の任期は、前任者の殘任期間とする。

委員會議事
の手續

がこれを選挙する。
會長は、會務を總理する。
會長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選挙された者が、會長の職務を代理する。

第五條 技能者養成委員會は、會長が委員に對して適當な方法で通知をしてこれを招集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同數である場合には、會長の決するところによる。

技能者養成委員會は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

技能者養成委員會の會長は、労働大臣の求があつた場合は、一週間以内に技能者養成委員會を招集しなければならない。

第六條 技能者養成委員會は、その議決によつて、専門委員會を設けることができる。専門委員會は、特定の技能者養成に關する事項について、技能者養成委員會の所掌事項を分掌し、その意見を技能者養成委員會に提出するものとする。

専門委員會は、その任務が終了した場合は、技能者養成委員會の議決によつてこれを廢止する。

専門委員會
の設置

専門委員會の専門委員の數は、一専門委員會につき九人以内とし、その委嘱については法第七十四條第二項の規定¹を準用する。

1 労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員が各々同數たるべきこと。

第七條 第三條第二項、第四條並びに第五條第一項及び第二項の規定は、これを専門委員會及び専門委員に準用する。

第八條 關係官吏は、會長の許可を受けて、技能者養成委員會又は専門委員會に出席し意見を述べることができる。

第九條 技能者養成委員會に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、關係各廳の官吏の中から、労働大臣がこれを命ずる。

幹事は、會長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第十條 技能者養成委員會の委員、専門委員、幹事若しくは書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た他人の業務に關する秘密を漏らしてはならない。

附 則

この政令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

秘密漏洩
の禁止幹事、
書記の
任命

十二 事業附属寄宿舎規程 (昭和二十年十月三十一日) (労働省令第七號)

第一章 總 則

寄宿舎規則の届出

第一條 使用者は、法第九十五條の規定に該當するに至つた場合には、寄宿舎規則を作成し、同條第二項の規定による同意を得た後、様式第一號によつて遅滞なく所轄労働基準監督署長に届け出なければならぬ。

第二條 使用者は、事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者の過半数が未成年者である場合には、寄宿舎規則の作成又は變更について同意を求めるとも七日前に、その案を寄宿舎の見易い場所に、掲示し又は備え付ける等の方法によつて、寄宿舎に寄宿する労働者に周知させなければならない。

第三條 使用者は、次に掲げる事項を寄宿舎規則に定めてはならない。

- 一 外出又は外泊について使用者の承認を受けさせること
- 二 教育、娛樂その他の行事に参加を強制すること

第四條 事業の附属寄宿舎に寄宿する労働者は、共同の利益を害する場所及び時間を除いては面會の自由を制限されない。

第五條 使用者は、法第九十五條に該當するに至つた場合及び毎年一回寄宿舎の状況に

規則に定めてならぬ事項の面會の自由の寄宿舎の状況

報告義務

ついて様式第二號によつて所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

第二章 第一種寄宿舎安全衛生基準

第六條 第一種寄宿舎とは、事業に附属し労働者を六箇月を超える期間寄宿させる寄宿舎をいう。

第七條 第一種寄宿舎を設置する場合には、次の各號の一に該當する場所を避けなければならない。

- 一 爆発性、發火性、引火性の原料若しくは材料を取扱う作業場又は多量の易燃性の原料若しくは材料を取扱い若しくは貯蔵する場所の附近
- 二 窯爐を使用する作業場の附近
- 三 ガス、蒸氣又は粉じんを發散して衛生上有害な作業場の附近
- 四 騒音又は振動の著しい場所
- 五 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所
- 六 浸潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所
- 七 傳染病患者を收容する建物及び病原體によつて汚染のおそれ著しいものを取扱う場所の附近

第八條 男子と女子とを同一棟の寄宿舎に收容してはならない。但し、完全な區劃を設け且つ出入口を別にした場合には、この限りではない。

男女の區別

第一種の寄宿舎の意味の第一種の寄宿舎の設置基準

寢室の設置

四四〇

第九條 寢室は地下室又は建物の三階以上に設けてはならない。但し、建物の外壁、床、屋根、階段及び柱を（市街地建築物法施行規則第一條に規定する。）耐火構造を爲した場合は、三階以上に設けることができる。

第十條 寄宿舍の一棟の建築延面積は、六六〇平方メートルを超えてはならない。但し六六〇平方メートル未満について一つの防火壁を設けてある場合には、この限りでない。

第十一條 常時十五人未満の労働者が二階以上の寢室に居住する建物には、各階に適當に配置され容易に屋外の安全な場所に通ずる少くとも一以上の階段を設けなければならない。

第十二條 階段及びこれと連絡する通路であつて常時には使用しないものについては

これに適當な標示を爲して何時でも避難の用に供することのできるよう有効に保持しなければならない。

第十三條 寄宿舍の廊下から屋外に通ずる出入口の戸は外開戸又は引戸としなければならない。寄宿舍は、何時でも容易に外部に避難のできるようにしておかなければならない。

第十四條 寄宿舍には、適當且つ十分な消火設備を設けなければならない。

非常階段の設置

一棟の建築延面積

避難階段の保持
出入口の戸

階段の構造

第十五條 寄宿舍には、その清潔を保つ爲に必要な掃除用具を備えなければならない。

第十六條 寄宿舍には、適當な場所に必要数のたん壺を備えなければならない。

第十七條 階段の構造は、次の各號の規定によらなければならない。

一 踏面二十センチメートル以上、蹴上二十二センチメートル以下とすること

二 勾配を平面に對し四十度以内とすること

三 高さ三・六五メートルを超える場合には、高さ三・六五メートル以内毎に踊場を設けること

四 踊場は、長さ一・二五メートル以上とすること

五 蹴込板又は裏板を附けること

六 廻り段を設けないこと

七 外側には、高さ八十二センチメートル以上の手摺を設けること

八 幅は、内法一・二五センチメートル以上とすること

九 各段より高さ一・七メートル以内に障礙物がないこと。

建物の外壁に附せられた屋外階段については第五號及び第八號の規定はこれを適用しない。

第十八條 廊下は、片廊下とし、その幅は一・二メートル以上としなければならない。

第十九條 寢室は、次の各號の規定によらなければならない。

一 一室の居住面積は、床の間及び押入を除き一人について二・五平方メートル以上

寢室の基準

寢具其
他の
備付
の
寢室
の
制限

- とし、一室の居住人員は十六人以下とすること
- 二 床の高さは、三十五センチメートル以上とし、寢臺を設けない場合には、褥敷とすること
- 三 天井の高さは二・一二メートル以上とし、且つ天井は小屋組を露出しない構造とすること
- 四 各室に寢具その他の雑品を収納するため、適当な押入又は個別の戸棚を設けること
- 五 寢室の外窓には、少くとも雨戸及び障子又は硝子戸及び窓掛を設けること
- 六 寢室と廊下との間は戸障子、壁類で區劃し、廊下の外部には雨戸又は硝子戸を設けること
- 七 寢室には、その室面積の十分の一以上の有こう面積を有する窓を設け、居住面積四平方メートルにつき十燭光以上の燈火を設けること
- 八 防寒の爲適当な採暖の設備を設けること
- 第二十條 蚊帳及び寄宿する労働者の各人に専用の寢具を備え、その枕、襟布を覆うための白布及び敷布を備え常にこれを清潔に保たなければならない。
- 第二十一條 就眠時間を異にする二組以上の労働者を同一の寢室に寄宿させてはならない。但し、交替の際睡眠を妨げないよう適当な方法を講じた場合には、この限りでない。

晝間
睡眠
の
施設

食堂、
炊事場
の
設置
基準

- 第二十二條 労働者が晝間睡眠を必要とする場合には、暗幕その他適当な施設をしなければならない。
- 第二十三條 寢室に居住する者の氏名及び定員をその入口に掲示しなければならない。
- 第二十四條 常時三十人以上の労働者を寄宿させる寄宿舎には、食堂を設けなければならない。
- 第二十五條 食堂又は炊事場を設ける場合には、次の各號の規定によらなければならない。
 - 一 食堂及び炊事場は採光と換氣が充分であつて掃除に便利な構造とすること
 - 二 食堂の床面積は食事の際の一人について一平方メートル以上とすること
 - 三 食堂には、食卓及び坐食の場合の外労働者が食事をするため椅子を設けること
 - 四 便所及び廢物溜から適當の距離のある場所に設けること
 - 五 食器、食品材料等の消毒の設備を設けること
 - 六 食器、食品材料、調味料の保存の設備を設けること
 - 七 はいその他の昆蟲、鼠族及び犬、猫等の害を防ぐための設備を設けること
 - 八 飲用及び洗淨のために公共團體の水道より供給される清淨な水を充分に備えること。公共團體の水道より供給を受けられない場合には、公共團體の検査を受けこれ

に合格した水源の水を備えること

- 九 直火式炊事の場合には、かまどの周囲二メートル以上に亘り防火構造とすること
- 十 炊事場の床は土のままにせず、洗淨及び排水に便利な構造とすること
- 十一 汚水及び排物は、衛生上の共同の利益のため炊事場外において露出しないよう
に処理すること

十二 炊事従業員専用の便所を設けること

- 十三 炊事従業員には、炊事に不適当な傳染性の疾病にかゝつてゐる者を従事させないこと

十四 炊事従業員には、炊事専用の清潔な作業衣を使用させること

十五 炊事場には、炊事従業員以外の者のみだりに出入させないこと

十六 炊事場には、炊事場専用の履物を備え土足のまゝ立入らせないこと

第二十六條 一回に三百食以上又は一日五百食以上の給食を行う場合には榮養士をおか
なければならぬ。

榮養士の設置

榮養士は、食品材料の調査、撰擇、献立の作成、榮養價の算定、廢棄量の調査、勞働者の嗜好調査等を衛生管理者並びに炊事従業者と協力して行わなければならない。

第二十七條 他に利用し得る浴場のない場合には、適當な浴場を設けなければならない
前項の規定による浴場は、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 脱衣場及び浴室は男女別とすること

浴場の設置

二 脱衣場及び浴室には必要な用具を備えること

三 充分な採光及び照明の方法を講ずること

四 浴室には、清淨な水を使用すること

第二十八條 便所は、共同の衛生上の利益のため、次の各號の規定により、且つこれを
清潔に保たなければならない。

- 一 寢室から適當な距離のある場所に設け且つ便房の多數な場合には、分散させるこ
と

二 男女用に區別しなるべく建物に間仕切りを設けその出入通路は別にすること

三 便所の數は寄宿人員が百人以下の場合には、十五人につき一個、百人を超え五百
人以下の場合には、二十人につき一個、五百人を超える場合には、二十五人につき
一個の割合とし、男子用小便所は、男子用便所數の三分の二とすること

四 男子用小便所は、一人について幅〇・六メートル以上とすること

五 床及び腰板は、なるべく不浸透性の材料をもつて塗裝すること

六 便池は汚物が土中に浸透しない構造とし、汚物は適當にこれをくみとること

七 流水式の手洗装置を設け清淨な水を十分に供給すること

八 照明のための必要な措置を講ずること

第二十九條 寄宿人員の數に應じ、適當且つ充分な洗面所、洗濯場及び物干場を設けな

便所の設置基準

健康診断
の断行

なければならない。

伝染性眼疾患用の洗面器は健康者のものと區別しなければならない。

第三十條 便所及び洗面所には、共同の手拭を備えてはならない。

第三十一條 寄宿舎に寄宿する労働者及び寄宿舎に使用される労働者については、毎年二回以上健康診断を行わなければならない。

法第五十二條第一項の規定による健康診断をうけた者については、そのうけた回数に應じて前項の規定による健康診断は、これを行わないことができる。

第三十二條 前條の規定による健康診断の結果、寄宿舎に寄宿する労働者その他の居住者の衛生上有害であると認められた者を寄宿させ又は使用してはならない。

第三十三條 常時五十人以上の労働者を寄宿させる場合には、病室を設けなければならない。

衛生管理
者の選任

第三十四條 前條の場合には、寄宿舎の衛生管理のため労働安全衛生規則第十一條の規定による衛生管理者の外に醫師たる衛生管理者を選任しなければならない。

第三十五條 伝染性の疾病にかゝつた者の使用した寢具その他のもの及び寢室には傳染病豫防法施行規則第五章の規定による消毒を行つた後でなければ他の労働者に使用させてはならない。

特別な

第三十六條 法第八條第三號、第六號及び第八號の事業の附屬寄宿舎又は常時十人に満

寄宿舎
に對する
修正の
適用

たない労働者を六箇月を超える期間寄宿させる寄宿舎について様式第三號により所屬労働基準監督署長の許可を受けた場合には、第八條、第十七條、第十八條、第十九條第二十一條、第二十五條、第二十六條、第二十七條又は第二十八條の規定はこれを修正して適用する。
前項の許可をうけた事項について適用される基準は、第三章の規定による基準を下つてはならない。

第三章 第二種寄宿舎安全衛生基準

第三十七條 第二種寄宿舎とは、事業に附屬し、労働者を六箇月に満たない期間寄宿させる假寄宿舎をいう。

第三十八條 第二種寄宿舎を設置する場合には、次の各號の一に該當する場所を避けなければならない。

- 一 騒音又は振動の著しい場所
- 二 雪崩又は土砂崩壊のおそれのある場所
- 三 濕潤な場所又は出水時浸水のおそれのある場所

第三十九條 寄宿舎の建築及び設備に關しては、次の各號の規定によらなければならない。

- 一 寢室の居住面積は、一人について二・五平方メートル以上とし、一室の居住人員

建築、
設置の
基準

第二種
寄宿舎
の意
味の
第二種
寄宿舎
の設置
基準

- は五十人以下とすること
- 二 寢室は、床高二十五センチメートル以上とし、成るべく疊敷とすること
 - 三 寢室の天井又は梁下端の高さはなるべく二・一メートル以上とすること
 - 四 寢室には、採光のため充分な面積を有する窓等を設けること
 - 五 寢室の外窓には、雨戸又は硝子戸等を設けること
 - 六 寢室には、防寒の爲適當な採暖設備を設けること
 - 七 出入口は、避難を要する場合を考慮して二箇所以上に設けること
 - 八 労働者の手廻品を整頓して置くための押入若しくは棚を設け又はこれに代る設備をなすこと
 - 九 他に利用することのできる浴場のない場合には、適當な浴場を設けること
 - 十 飲用及び洗淨のため、飲用に適する水を十分に備えること
 - 十一 衛生上の共同の利益のため、排物、汚物及びふん便を處理するための適當な設備を設けること

附 則

第四十條 この省令は昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第四十一條 使用者がこの命令施行の際現に労働者を寄宿させる寄宿舎について避けることのできない事由によつて、この命令第二章の規定により難い場合には、使用者は様式第四號により所轄労働基準監督署長に對して、暫定的に、適用除外の申請をすることが出来る。この場合に、労働基準監督署長が十分な事由ありと認定するときは、一定の期間を限り、適用の除外を承認することができる。

第四編 勞働保險

標準報酬

金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ
賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 厚生年金法第三條参照。
- 2 同第一條ノ二、第二條参照。

第三條 報酬ノ額ニ基キ保険料又ハ保険給付ノ額ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬ニ依リ之ヲ算定ス

標準報酬ニ關スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 厚生年金保險法第四條参照。
- 2 同第三條―第五條参照。

第四條 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ヲ徴收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及保險給付ヲ受クル權利ハ二年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ時効ノ中断停止其ノ他ノ事項ニ關シテハ民法ノ時効ニ關スル規定ヲ準用ス
命令ノ定ムル所ニ依リ保險者ノ爲ス保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴收金ノ徴收ノ告知ハ民法第一百五十三條ノ規定ニ拘ラス時効中断ノ效力ヲ有ス

- 1 厚生年金保險法第五條参照。
- 2 例え、時効の起算點である。(民法第六十六條第一項)。
- 3 民法第五十三條 催告ハ六ヶ月内ニ裁判上ノ請求、和解ノ爲メニスル呼出若ク

時効

期間の計算

ハ任意出頭、破産手續参加、差抑、假差抑又ハ假處分ヲ爲スニ非レハ時効中断ノ效力ヲ生セス

第五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ民法ノ期間ノ計算ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條 1 厚生年金保險法第七條参照。
健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第七條 1 厚生年金保險法第七條参照。
保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ戶籍ニ關シ戶籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲ス場合ニ於テハ被扶養者又ハ被扶養者タリシ者ノ戶籍ニ關シ之ヲ準用ス

1 厚生年金保險法第八條参照。

第八條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者ノ異動報酬等ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提示セシメ其ノ他健康保險ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシムルコトヲ得

- 1 則第三條、第八條ノ三、第十條―第十一條、第十七條、第二十條等参照。
- 2 厚生年金保險法第九條参照。なおその違反について、第八十八條参照。

第八條ノ二 保險者ハ命令ノ定ムル所ニヨリ被保險者又ハ保險給付ヲ受クヘキ者ヲシテ保險者又ハ事業主ニ對シ健康保險ノ施行ニ必要ナル申出若ハ届出ヲ爲サシメ又ハ文書ヲ提出セシムルコトヲ得

1 則第四條参照。

印紙稅の免稅の戶籍證明

健康保險の事務

第九條 行政廳^{*}、必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並ニ保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏員ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得³

- 1・2 則第六條參照。
- 3 その違反について、第八十七條第四項參照。

第九條ノ二 行政廳^{*}保險給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏員ヲシテ診療録¹其ノ他ノ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得²

- 1 則第六條ノ二參照。
- 2 官吏の義務違反について、第八十七條第一項第二項、官吏の檢査を拒んだりする行爲について、同條第三項參照。

第十條 主務大臣ハ本法ニ規定スル其ノ職權ノ一部ヲ命令¹ヲ以テ行政廳^{*}ニ委任スルコトヲ得

- 1 則第六條ノ三參照。

第十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アルトキハ保險者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ¹
前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令²ノ定ムル所ニ依リ督促手数料及延滯金ヲ徵收ス

- 1 厚生年金保險法第十一條參照。
- 2 令第五條ノ二、五條ノ三參照。

第十一條ノ二 前條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄ニ保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ納付セサルトキハ保險者ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分シ又ハ滯納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル市町村ニ對シ之カ處分ヲ請求スルコトヲ得但シ健康保險組合カ保險者ナル場合ニ於テ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分スルコトヲ得ルハ市町村ニ對シ處分ヲ請求スルモ市町村カ其ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ九十日以内ニ之ヲ結了セサル場合ニ限ル

前項但書ノ規定ニ依リ健康保險組合ガ國稅滯納處分ノ例ニ依リ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

保險者カ第一項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處分ヲ請求シタルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テハ保險者ハ徵收金額ノ百分ノ四ヲ當該市町村ニ交付スヘシ

第一項及前項ノ規定ニ於テ町村トアルハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

第十一條ノ三 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ徵收金ニ次キ他ノ公課ニ先ツモノトス¹

1 厚生年金保險法第十二條參照。

第十一條ノ四 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ニ關スル書類ノ送達ニ付テハ國稅徵收法第四條ノ七及第四條ノ八ノ規定ヲ準用ス³

1 國稅徵收法第四條ノ七 納稅ノ告知、督促及滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人カ相續財團ニシテ財產管理人アルトキハ財產管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

2 第四條ノ八 書類ノ送達ヲ受クヘキ者其ノ住所又ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ帝國内ニ住所、居所アラサルトキ若ハ其ノ住所、居所共に不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス
なお、公告について、則第六條ノ六參照。

3 厚生年金保險法第十三條參照。

第十二條 國、都道、府縣、市町村其ノ他之ニ準スヘキモノノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付政令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得¹

1 厚生年金保險法第十四條參照。

第二章 被保險者

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス¹

一 左ニ掲クル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業

(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業

(ホ) 貨物積卸ノ事業

(ヘ) 物ノ販賣ノ事業

(ト) 金融又ハ保險ノ事業

(チ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業

(リ) 媒介周旋ノ事業

(ヌ) 集金、案内又ハ廣告ノ事業

(ル) 其ノ他政令²ヲ以テ指定スル事業

二 法人又ハ命令ヲ以テ定ムル團體ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

1 則第一條、第二條、第十二條參照。

2 令第九條參照。

第十三條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラス左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康保險ノ被保險者ト

セズ

- 一 船員保險ノ被保險者（政令¹ヲ以テ指定スル者ヲ除ク）
 - 二 臨時ニ使用セラルル者ニシテ政令²ヲ以テ指定スルモノ
 - 三 前各號ニ掲クル者ノ外政令³ヲ以テ指定スル者
- 前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者タルヘキ者ニシテ勅令⁴ヲ以テ定ムルモノ國民健康保險ノ被保險者タル期間ハ之ヲ健康保險ノ被保險者トセス

- 1 令第九條ノ二參照。
- 2 令第九條ノ四參照。
- 3 令第九條ノ五參照。
- 4 令第九條ノ六參照。

包括被保險者

第十四條 第十三條ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其

ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルベキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

- 1 則第十三條參照。

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

第十三條ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

- 1 則第一條、第二條、第十二條參照。

第十五條ノ二 削除

第十六條 第十三條ノ事業所カ同條ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ事業所ニ付第十四條ノ認可アリタルモノト看做ス

第十七條 第十三條、第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ第十三條ノ二、第十五條第二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス¹

- 1 則第十條、第十條ノ二、第二十二條參照。

第十八條 第十三條、第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日又ハ第十三條ノ二、第十五條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス¹但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

- 1 則第十條、第二十二條參照。

第十九條 第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

被保險者の資格の喪失

被保險者の資格の取得

任意、
續保
險者

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス
1 則第十四條参照。

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前二月
以上被保險者¹タリシモノハ政令²ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得³。

1 則第一條、第二條、第十二條、第二十條参照。

2 令第十條参照。

3 則第十一條参照。

4 則第二十條参照。

第二十一條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ
六月ヲ經過シタルトキ其ノ他政令¹ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ
資格ヲ喪失ス

第十八條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者ガ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

1 令第十條ノ二参照。

第三章 保險者

保險者

第二十二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

政府ガ保險者ナル場合ニ於ケル保險事業ノ運営ニ關シ重要ナル事項ヲ審議スルタメ健

施設
の
設置

健康保險委員會ヲ置ク*

健康保險委員會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、事業主ヲ代表スル者及公益ヲ代表ス
ル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス*

前項ニ定ムルモノノ外委員會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム*

第二十三條 保險者ハ被保險者及被扶養者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保險者及被扶養
者ノ健康ノ保持増進ノ爲必要ナル施設ヲ爲シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ爲スコト
ヲ得

第二十三條ノ二 保險者ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保險者及被扶養者ニ非ザル者ヲ
シテ前條ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得

保險者ハ其ノ施設ヲ利用スル者ニ對シ命令¹ノ定ムル所ニ依リ利用料ヲ請求スルコトヲ
得

1 則第九條ノ二参照。

第二十四條 政府ハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十五條 健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十六條 健康保險組合ハ法人トス

第二十七條 健康保險組合ハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ヲ以テ之ヲ組
織ス

政府の
管掌
の
組合の
性質
の
組合の
組織

組合の
任意設立

第二十八條 一又ハ二以上ノ事業所ニ付被保険者常時三百人以上ヲ使用スル事業主ハ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得

被保険者ヲ使用スル二以上ノ事業主ハ共同シテ健康保險組合ヲ設立スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被保険者ノ員數ハ合算シテ常時三百人以上タルコトヲ要ス

第二十九條 健康保險組合ヲ設立セムトスルトキハ組合員タル資格ヲ有スル被保険者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

二以上ノ事業所ニ付健康保險組合ヲ設立セムトスル場合ニ於テハ前項ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

1 令第十一條第十八條、則第二十四條、第二十五條參照。なお組合の會議について、令第十九條―第三十五條、組合の役員について、令第三十六條―第四十三條組合の財務について、第四十四條―第五十五條、組合の分合解散について、第五十六條―第七十條、組合の監督について、第七十一條―第七十三條參照。

第三十條 前二條ノ規定ニ於テ被保険者トアルハ第十四條第一項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ト同時ニ健康保險組合ノ設立認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保険者ト爲ルヘキ者トス

組合の
強制設立

第三十一條 主務大臣ハ一又ハ二以上ノ事業所ニ付第十三條ノ規定ニ依ル被保険者常時五百人以上ヲ使用スル事業主ニ對シ健康保險組合ノ設立ヲ命スルコトヲ得

1 その違反について、第八十九條參照。

第三十二條 前條ノ規定ニ依リ健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主ハ規約ヲ作り設立ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十三條 削除

第三十四條 健康保險組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第三十五條 健康保險組合成立シタルトキハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラルル被保険者ハ總テ之ヲ組合員トス

第三十六條 健康保險組合ノ規約ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第三十七條 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ、事業及財産ノ狀況ヲ検査シ、規約ノ變更ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

1 その違反について、第九十條參照。

第三十七條ノ二 主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三條ノ施設ヲ爲スコトヲ命シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命スルコトヲ得

1 則第四十四條ノ二參照。

第三十八條 健康保險組合ノ役員ニ欠缺若ハ故障アルトキ又ハ組合ノ役員保險給付其ノ他其ノ執行スヘキ職務ヲ執行セサルトキハ主務大臣ハ官吏吏員又ハ其ノ他ノ者ヲ指定

組合の
職務の
執行の
代理

施設
設置
命令
等

規約
變更
規
約
の
他
の
必
要
な
處
分

組合
設立
時
の
期
間
及
組
合
費

組合の決議の取組
職員の解散令

組合の命の事

組合の命の事

シテ其ノ職務ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ職務ノ執行ニ要スル費用ハ健康保険組合ノ負擔トス

第三十九條 主務大臣ハ健康保険組合ノ決議若ハ役員ノ行爲カ法令、主務大臣ノ處分若ハ規約ニ違反シ組合員ノ利益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキ又ハ組合ノ事業若ハ財産ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキハ決議ヲ取消シ、役員ヲ解職シ又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第四十條 解散ニ因リテ消滅シタル健康保険組合ノ權利義務ハ政府之ヲ承繼ス

第四十一條 本法ニ規定スルモノノ外健康保険組合ノ管理、財産ノ保管及利用方法、分合、解散其ノ他健康保険組合ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十二條 同時ニ二以上ノ事業所ニ使用セラルル被保険者ノ保險者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四十二條ノ二 健康保険組合ハ共同シテ其ノ目的ヲ達スル爲健康保険組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

健康保険組合聯合會ハ法人トス

健康保険組合聯合會ヲ設立セントスルトキハ規約ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

主務大臣ハ健康保険組合ニ對シ健康保険組合聯合會ニ加入スルコトヲ命スルコトヲ得
第二十三條、第二十三條ノ二、第三十四條、第三十六條乃至第三十九條及第四十一條

ノ規定ハ健康保険組合聯合會ニ之ヲ準用ス

- 1 令第七十三條ノ二―第七十三條ノ十ニ參照。
- 2 則第四十四條ノ三參照。

第四章 保險給付

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ左ニ掲クル療養ノ給付ヲ爲ス

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療
- 四 病院又ハ診療所ヘノ收容
- 五 着護¹
- 六 移送²

前項第四號乃至第六號ノ給付ハ保險者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四十三條ノ二 前條第一項第一號乃至第四號ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令³ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルモノトス

療養の給付

前項ノ場合ニ於テ保險者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ給付ヲ受クル者ヲシテ一部負擔金ヲ支拂ハシムルコトヲ得*

- 1. 2 則第五十五條ノ三參照。
- 3 則第四十五條ノ二、第五十條、第五十一條、第六十三條ノ四參照。
- 4 令第七十四條、則第四十五條ノ三參照。

保險醫
又ハ保
險藥劑
師

第四十三條ノ三 保險醫又ハ保險藥劑師ハ勅令¹ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳^{*}之ヲ指定ス
醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨クルコトヲ得ス
1 令第七十五條參照。

第四十三條ノ四 保險醫及保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

- 1 令第四十五條參照。

第四十三條ノ五 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スヘキ費用ノ額ハ政令¹ノ定ムル所ニ依ル

療養費

- 1 令第七十六條參照。

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコトヲ困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ政令¹ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

- 1 令第七十七條、第七十八條參照。

傷病手
當金

第四十五條* 被保險者ガ療養ノタメ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハソノ日ヨリ起算シ第四日ヨリ勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額ヲ支給ス

第四十六條 病院又ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ政令¹ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

- 1 令第七十九條參照。

第四十七條* 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ其ノ支給ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ以テ限度トス

主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ政令¹ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ繼續シテ傷病手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

第四十八條 削除

埋葬料

第四十九條 被保險者死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬月額ニ相當スル金額ヲ支給ス¹

但シ其ノ金額カ政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タサルトキハ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス。被保險者死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受ケヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス¹。

- 1 則第五十九條參照。
- 2 則第六十條參照。

第五十條 被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ、出產手當金トシテ分娩ノ前後政令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十二相當スル金額ヲ支給ス⁴。

- 1 内縁の妻、私通による分娩をも含むが、姦通罪を構成する場合はこれを含まない。
- 2 令第八十條參照。
- 3 令第八十一條參照。
- 4 則第六十一條、第六十二條參照。

第五十一條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容スルコトヲ得、産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出產手當金ハ政令¹ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得。

分娩費
出產手當金

被保險者
資格喪失
場合

- 1 令第八十三條參照。

第五十二條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ政令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ムルコトヲ得。

第五十三條 削除

第五十四條 出產手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セス

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ政令¹ヲ以テ定ムル期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得。

- 1 令第八十三條ノ二、則第四十八條參照。

第五十六條 前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受クル者死亡シタルトキ、前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケタル者其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタル日後三月以内ニ死亡シタルトキ又ハ其ノ他ノ被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後三月以内ニ死亡シタルトキハ被保險者タリシ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノハ最後ノ保險者ヨリ埋葬料ノ支給ヲ受クルコトヲ得。

前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クル者ナキ場合及前項ノ埋葬料ノ金額ニ付テハ第四十九條ノ規定ヲ準用ス¹。

- 1 則第六十條參照。

第五十七條 被保險者タリシ者被保險ノ資格ヲ喪失シタル日後政令¹ヲ以テ定ムル期間内

ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最
後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

1 令第八十四條ノ三參照。

第五十七條ノ二 前三條ノ規定ニ拘ラス被保險者タリシ者船員保險ノ被保險者又ハ政令
ヲ以テ定ムル者ト爲リタルトキハ保險給付ヲ爲サズ

第五十七條ノ三 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ
至リタルトキハ之ヲ爲サズ

第五十八條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一
部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ政令¹ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ
期間傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セズ

1 令第八十五條參照。

第五十九條 前條ニ掲クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クル
コトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對
シ政令¹ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス
前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徵收ス

1 令第八十六條參照。

第五十九條ノ二 第一條第二項ノ保險給付ニ關シ其ノ種類、範圍其ノ他必要ナル事項ハ

政令ヲ以テ之ヲ定ム

1 令第八十七條ノ二―第八十七條ノ九參照。

第六十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因¹又ハ故意ニ事故
ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サズ

第六十一條 被保險者鬪爭、泥酔又ハ著シキ不行跡ニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ保
險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十二條 被保險者又ハ被保險者タリシ者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ疾病
負傷又ハ分娩ニ關シ其ノ期間ニ係ル保險給付ハ之ヲ爲サズ

一 本法施行區域外ニ在ルトキ

二 矯正院其ノ他之ニ準スヘキモノニ入院セシメラレタルトキ

三 監獄、留置場又ハ勞役場ニ拘禁又ハ留置セラレタルトキ

他ノ法令ノ規定ニ依リ國又ハ公共團體ノ負擔ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルト
キハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付ヲ爲サズ

前項ニ掲クル者ニ在リテハ第四十六條及第五十一條第二項ノ規定ヲ準用ス
保險者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者第一項各號ノ一ニ該當スル場合ト雖モ第一條
第二項ノ保險給付ヲ爲スコトヲ妨ケス

1 則第十七條參照。

第六十三條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ爲スヘキ保險給付ノ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十四條 保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケムトシタル者ニ對シテ政令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

1 令第八十八條參照。

第六十五條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得

保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十六條 保險給付ノ支給期日ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

1 令第八十九條參照。

第六十七條 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者カ第三者ニ對シテ有スル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

1 則第五十三條參照。

2 債權讓渡ノ手續（民法第四百六十七條）を要しない。なお同旨について、民法第四百二十二條、商法第六百六十二條參照。又厚生年金保險法第二十八條參照。

第六十八條 保險給付ヲ受クル權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ス

1 勞働基準法第八十三條、厚生年金保險法第三十條參照。

第六十九條 保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

1 厚生年金保險法第二十九條參照。

第六十九條ノ二 第六十條、第六十二條第一項及第二項、第六十五條並ニ第六十七條ノ規定ハ被扶養者ニ之ヲ準用ス

第五十五條ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ニ之ヲ準用ス

第六十九條ノ三 保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定スル保險給付ニ併セテ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第五章 費用ノ負擔

第七十條 國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ健康保險事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

1 令第九十條―第九十三條ノ二參照。

第七十一條 保險者ハ健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徴收ス 保險料ノ算定ニ關スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

保險者ノ負擔ノ割合

1 令第九十四條―第九十五條參照。
 第七十二條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス
 第七十三條 業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ少額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ政令ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ割合ヲ増加スルコトヲ得

1 令第九十六條、九十七條參照。

第七十四條 被保險者ノ負擔スヘキ保險料額ハ一月ニ付報酬月額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ス但シ被保險者タル資格ヲ喪失シタル月ニ於テ被保險者タル資格ヲ取得シタル者及第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十五條 健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル勅令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スヘキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ増加スルコトヲ得

保險料ノ免除

第七十六條 被保險者第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保險料ヲ徵收セス

事業主ノ負擔ノ義務

1 令第九十七條ノ二參照。
 第七十七條 事業主ハ其ノ使用スル被保險者ノ負擔スヘキ保險料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ負擔スル保險料ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第七十八條 事業主ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スヘキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

1 令第九十八條、第九十九條參照。

第七十九條 保險料ノ納付期日ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
 1. 令第一百條、第一百一條參照。

第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟

第八十條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ社會保險審査官ノ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第八十條ノ二 社會保險審査官ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ニ關シ職權ヲ以テ之ヲ審査スルコトヲ得

社會保險審査官審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ヲ爲シタル當該官吏吏員ニ對シ質問ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコト

保險料ノ納付期日

ヲ得

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第八十一條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收金ノ處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第八十二條 前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スヘシ

第八十三條* 社會保險審査會ノ委員ハ被保險者ノ代表スル者、事業主ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス

第八十三條ノ二* 本章ニ規定スルモノノ外社會保險審査官及社會保險審査會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十四條 第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不分アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第八十四條ノ二 第八十一條及前條ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第八十五條 社會保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ノ地方裁判所又ハ簡易裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定及民事訴訟費用法第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス但シ社會保險審査會ノ爲ス證據調ニ關シテハ過料ニ處シ又ハ拘引ヲ命スルコトヲ得ス

1 民事訴訟費用法第九條 當事者及ヒ證人ノ日當ハ出頭一度ニ付キ二圓以内ニ於テ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第十一條 鑑定人、通事及ヒ民事訴訟法第三百十條第二項ニ規定スル説明者ノ日當ハ出頭一度ニ付キ二圓乃至十圓ノ範圍内ニ於テ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

鑑定又ハ通辯ニ付キ數多ク時間又ハ特別ノ技能若クハ費用ヲ要スルトキハ日當ノ外別ニ相當ノ金額ヲ給スルコトヲ得

第十二條 當事者、證人、鑑定人、通事及ヒ民事訴訟法第三百十條第二項ニ規定スル説明者ノ止宿料ハ一日壹圓以内ニ於テ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第十三條 當事者、證人、鑑定人、通事及ヒ民事訴訟法第三百十條第二項ニ規定スル説明者ノ旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃ニシテ裁判所ノ相當ト認ムルモノニ依リ汽船ヲ通セサル水路ニ在リテハ一海里毎ニ五錢其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ三十錢トス但一海里未滿又ハ一里未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

外國ニ在ル當事者ノ旅費ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第八十六條 審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第

八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第一百五十八條第二項及第一百五十九條ノ規定ヲ準用ス

1 訴訟法第八條第三項 行政廳ニ於テ宥恕スベキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

2 民事訴訟法第一百五十八條第二項 不變期間ニ付テハ裁判所ハ遠隔ノ地ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ノ爲附加期間ヲ定ムルコトヲ得

ハ居所ヲ有スル者ノ爲附加期間ヲ定ムルコトヲ得
第五百五十九條 當事者力其ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因リ不變期間ヲ遵守スルコト能ハサリシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止ミタル後一週間ニ限り懈怠シタル訴訟行爲ノ追完ヲ爲スコトヲ得此ノ期間ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

第七章 罰 則

第八十七條 當該官吏吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者故ナク第九條ノ二ノ規定ニ依ル診療録ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同シ
第九條ノ二ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
第八十八條 第八條ノ規定ニ依ル保險者ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス、虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十八條ノ二 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ二ノ規定ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シテ申出若クハ屈出ヲ爲サス若ハ虚偽ノ申出若ハ屈出ヲ爲シ又ハ文書ノ提出ヲ爲サス若ハ文書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
1 則第八十條、第八十一條參照。

第八十八條ノ三 第八十條ノ二ノ規定ニ依ル社會保險審査官ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス、虚偽ノ報告ヲ爲シ若ハ出頭セス又ハ醫師ノ診斷ヲ拒ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十九條 健康保險組合ノ設立ヲ命セラレタル事業主正當ノ理由ナクシテ主務大臣ノ指定スル期日迄ニ設立ノ認可ヲ申請セサルトキハ其ノ手續ヲ遅延シタル期間其ノ負擔スヘキ保険料額ノ二倍ニ相當スル金額以下ノ過料ニ處ス

第九十條 健康保險組合及健康保險組合聯合會カ第三十七條(第四十二條ノ二第五項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ處分ヲ拒ミ若ハ妨ケタルトキハ其ノ役員ヲ三千圓以下ノ過料ニ處ス

第九十一條* 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者カ其ノ法人

又ハ人ノ業務ニ關シテ第八十七條第三項若ハ第四項、第八十八條又ハ第八十八條ノ三ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第九十二條 削除*
第九十三條 削除*

附 則 (大正十五年三月二十九日法律第三十四號)

本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年三月二十八日法律第二十號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第八十六條ノ改正規定中民事訴訟法ノ規定ノ準用ニ關スル部分ハ大正十五年法律第六十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和四年五月二十八日勅令第四百二十二號ヲ以テ昭和四年六月一日ヨリ施行)

附 則 (昭和九年三月二十六日法律第十三號)

本法ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ本法實施ノ爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十四年四月六日法律第七十四號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

分娩ニ關スル保險給付ニシテ第五十三條ノ改正規定施行ノ日前ニ爲シタルモノ及同規定施行ノ日ノ前後ニ跨ルモノニ關スル費用ノ分擔ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十六年三月五日法律第三十五號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和十六年三月十日法律第五十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和十七年二月二十一日法律第三十八號)

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十七年勅令第二百九十號ヲ以テ第四十九條第一項、第五十六條第一項、第六十一條第六十二條第二項、第六十三條、第七十四條第一項 (但書中第十五條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル部分ヲ除ク) 及第七十六條ノ改正規定並ニ第八十四條ノ二及附則第一項ノ規定ハ昭和十七年四月一日ヨリ施行)

(昭和十七年勅令第八百二十五號ヲ以テ昭和十七年法律第三十八號未ダ施行セラレザル規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ施行但シ第一條第三項第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ施行)

職員健康保險法ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前ノ職員健康保険ノ保険給付及保険料其ノ他ノ徴収金ニ關シテハ仍舊法ニ依ル

第二項ノ規定施行ノ際現ニ存スル職員健康保険組合ハ同規定施行ノ日ヨリ健康保険組合ト爲リ職員健康保険組合ノ權利義務ヲ承繼スルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被保険者タル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ被保険者ト爲リタルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保険ノ被保険者タリシ者ニシテ健康保険者ト爲リタルモノノ受クル健康保険ノ保険給付ニ關シテハ其ノ者カ職員健康保険ノ被保険者タリシ

期間ハ健康保険ノ被保険者タリシ期間ト看做シ其ノ者カ職員健康保険ノ被保険者トシテ

期間ト看做ス
期間ト看做ス
期間ト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保険ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ハ健康保険ノ保険給付及徴収金ニ關シテハ健康保険ノ被保険者タリシ者ト看做シ其ノ者ガ職員健康保険ノ被

保險者トシテ受ケタル健康保険ノ被保險者トシテ受ケタル之ニ相當スル保險給付ト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保険ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル
前六項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ際必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

勞働者年金保險法中左ノ通改正ス

第十六條及第十八條中「工場、事業場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第十七條第一項中第二號ヲ左ノ如ク改メ第三號及第四號ヲ削ル

二 健康保險法第十三條ノ事業所以外ノ事業所ニ使用セララルル者第十八條中第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 前條第一項第二號ノ事業所ト爲ルニ至リタルトキ

第二十四條第三項、第三十二條第二項及第三十七條第二項中「工場、事業場若ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

附 則 (昭和十九年二月十五日法律第二十一號) 勞働者年金保險法中改正法律

第一條 本法施行ノ期日ハ保險給付ニ關スル改正規定及其ノ他ノ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(以下省)

附 則 (昭和二十二年四月一日健康保險法の一部を改正する等の法律) 三九七頁參照

附 則 (昭和二十三年一月一日健康保險法及び厚生年金保險法の一部を改正する法律) 四〇〇頁參照

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬月額額
	月額額	日額	
第一級	百圓	三圓	百五十圓未滿
第二級	二百圓	七圓	百五十圓以上二百五十圓未滿
第三級	三百圓	十圓	二百五十圓以上三百五十圓未滿
第四級	四百圓	十三圓	三百五十圓以上四百五十圓未滿
第五級	五百圓	十七圓	四百五十圓以上五百五十圓未滿
第六級	六百圓	二十圓	五百五十圓以上六百五十圓未滿
第七級	七百圓	二十三圓	六百五十圓以上七百五十圓未滿
第八級	八百圓	二十七圓	七百五十圓以上八百五十圓未滿
第九級	九百圓	三十圓	八百五十圓以上九百五十圓未滿
第十級	千圓	三十三圓	九百五十圓以上千五十圓未滿
第十一級	千百圓	三十七圓	千五十圓以上千百五十圓未滿

第十二級	千二百圓	四十圓	千百五十圓以上千二百五十圓未滿
第十三級	千三百圓	四十三圓	千二百五十圓以上千三百五十圓未滿
第十四級	千四百圓	四十七圓	千三百五十圓以上千四百五十圓未滿
第十五級	千五百圓	五十圓	千四百五十圓以上千五百五十圓未滿
第十六級	千六百圓	五十三圓	千五百五十圓以上千六百五十圓未滿
第十七級	千七百圓	五十七圓	千六百五十圓以上千七百五十圓未滿
第十八級	千八百圓	六十圓	千七百五十圓以上千八百五十圓未滿
第十九級	千九百圓	六十三圓	千八百五十圓以上千九百五十圓未滿
第二十級	二千圓	六十七圓	千九百五十圓以上

第四條 標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ標準報酬ヲ變更ス

一 則第二條ノ二―第五條參照。
健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ニ付テハ引續キ従前ノモノニ依

第五條 第三條ニ規定スル被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 年ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル年額ノ十二分ノ一
 - 二 月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル月額
 - 三 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ現ニ使用セラレル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル報酬ノ額
 - 四 前三號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケタル報酬ノ額
 - 五 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
 - 六 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額
- 被保険者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定

法第十條 第一項ニ依リ督促

シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ被保険者ニ於テ適當ノ方法ニ依リ之ヲ算定スベシ

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

- 1 例えは、月給を受けらる被保険者が一年休んで、十二分しても、報酬月額がでない場合。
- 2 他に較べて、著しく低額又は高額な場合。

第五條ノ二 健康保險法第十一條第一項ノ規定ニ依リ保險料其ノ他同法ノ規定ニ依ル徵

收金納付ノ督促ヲ爲サントスルトキハ保險者ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手数料トシテ三圓ヲ徵收ス

- 1 則第六條ノ四參照。

第五條ノ三 前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日四錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス

但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ
- 二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲
公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ
督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ
依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

一 則第六條ノ五參照。

第六條 健康保險法又ハ本令ノ規定ニ依リ事業主ガ厚生大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於
テ政府カ事業主ナルトキハ厚生大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條 國、都、道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ使用セラルル者ニ
シテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ健康保險ノ被保險者トセズ

一 官吏及待遇官吏

二 第九條第二號及健康保險法第十三條第一號(ハ)乃至(ヌ)ニ掲グル事業ノ事業
所ニ使用セラルル者

第七條ノ二 國ノ事業ニ使用セラルル被保險者ニシテ第九條第一號及健康保險法第十三
條第一號(イ)乃至(ホ)ニ掲グル事業ノ事業所ニ使用セラルルモノガ共濟組合ノ組
合員ナル場合ニ於テ其ノ組合ノ給付ノ種類及程度ヲ厚生大臣ニ於テ適當ナリト認メ其
ノ組合ヲ指定シタルトキハ其ノ被保險者ニ對シテハ同法ノ規定ニ依リ保險給付ヲ爲サ
ズ

第七條ノ三 厚生大臣ハ前條ノ共濟組合ニ對シテハ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及
財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第八條 第七條ノ二ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第二章 被保險者

第九條 健康保險法第十三條第一號(ル)ノ規定ニ依リ左ノ事業ヲ指定ス

- 一 焼却、清掃又ハ屠殺ノ事業
- 二 物ノ配給(販賣ヲ除ク)ノ事業

第九條ノ二 健康保險法第十三條ノ二第一項第一號ノ規定ニ依リ船員保險法第二十條第
一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ指定ス

第九條ノ三 削除

第九條ノ四 臨時ニ使用セラルル者ノ中左ニ掲グル者ハ健康保險法第十三條ノ二第一項
第二號又ハ第十五條第二項ノ規定ニ依リ被保險者トセズ但シ第一號ニ該當スル者所定
ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル
者一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 二月以内ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

- 二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者
 - 三 日日雇入レラルル者
 - 四 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ指定スル者²
- 1 人夫を供給する請負契約である。
 - 2 則第十三條ノ二參照。

第九條ノ五 健康保險法第十三條ノ二第一項第三號ノ規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

- 一 健康保險法第十三條第二號ノ規定ニ依リ被保險者タルベキ者ニシテ宗教法人令第一條ノ規定ニ依ル法人又ハ都、道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ使用セラ
ルルモノ但シ第九條第一號及健康保險法第十三條第一號(イ)乃至(ホ)ニ掲グル事業
ノ事務所ニ使用セラルル者ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 二 事業所ノ所在地ノ一定セザル事業ニ使用セラルル者
 - 三 前各號ニ掲グル者ノ外厚生大臣ノ指定スル者¹
- 1 則第十二條ノ三參照。

法第三十條
第三項
第二項
第二條
第二項
第二條
第二項

第九條ノ六 保險者又ハ第七條ノ二ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ノ承認
ヲ受ケ國民健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノハ健康保險法第十三條ノ二第二項ノ規

法第二十條
第十條
第十條
第十條

定ニ依リ國民健康保險ノ被保險者タル期間健康保險ノ被保險者トセズ

第十條 健康保險法第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ
日前二月以上引續キ被保險者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日(繼續シテ保險給
付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日)ヨリ十日以内ニ健康保險
法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト
爲ルコトヲ得但シ船員保險ノ被保險者(船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保
險者ヲ除ク)又ハ政令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員タル者ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルト
キハ之ヲ受理スルコトヲ得

第十條ノ二 健康保險法第二十一條第一項ニ規定スル事由ハ左ノ如シ

- 一 保險料ヲ納付セズシテ命令ヲ以テ定ムル猶豫期間ヲ經過シタルトキ
- 二 健康保險法第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ
- 三 船員保險ノ被保險者(船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク)
又ハ政令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員ト爲リタルトキ

法第二十一條
第十條
第十條
第十條

1 則第十六條參照則。

第三章 健康保險組合及健康保險組合聯合會

第一節 組合ノ設立

第十一條 事業主健康保險組合ヲ設立スル爲健康保險法第二十九條ノ同意ヲ求ムル場合

ニ於テハ左ノ事項ヲ同條ノ被保險者（健康保險法第三十條ノ場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルベキ者）ニ周知セシムベシ

一 組合員タルベキ者ノ範圍

二 組合ノ組織ノ概要

三 保險料ノ概要

四 保險給付ノ概要

五 其ノ他事業計畫ノ概要

第十二條 規約ニハ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事務所ノ名稱及所在地

四 公示ノ方法

五 其ノ他組合ニ關シ重要ナル事項

第十三條 組合ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フベシ

健康保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第十四條 組合設立ノ際ニ於テ定ムベキ保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ事業主之

ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十五條 組合設立ノ認可ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ左ノ事項ヲ告示スベシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業所ノ名稱及所在地

四 認可ノ年月日

前項第一號又ハ第二號ノ事項ニ關スル規約ノ變更ヲ認可シタルトキハ監督廳ハ其ノ

事項ヲ告示スベシ

第十六條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク規約ヲ公示スベシ

第十七條 組合設立ノ認可アリタルトキハ事業主ハ遲滯ナク組合會ヲ招集シ組合設立ノ

經過、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算其ノ他重要ナル事項ヲ報告スベシ

第十八條 組合設立後理事就職ニ至ル迄ハ事業主理事ノ職務ヲ行フ

第二節 組合ノ會議

第十九條 組合ニ組合會ヲ置ク

組合會ハ議長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條 議員ノ定數ハ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ニ於テ事業主(若ハ其ノ代理人)及其ノ事業所ニ使用セラルル者ニ就キ之ヲ選定シ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ之ヲ互選ス

第二十一條 議員就職シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公示スベシ議員退職又ハ死亡シタルトキ亦同ジ

第二十二條 削除

第二十三條 議員ノ選任方法ヲ選舉ニ依リタル場合ニ於テ選舉人タル組合員議員ノ選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ第二十一條ノ公示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ理事ニ申立ツルコトヲ得

前項ノ申立アリタルトキハ理事ハ二十日以内ニ之ヲ組合會ノ決定ニ付シ其ノ決定アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ公示スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ決定アリタル日ヨリ三十日以内ニ監督廳ニ訴願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ健康保險組合ヲ訴願法ノ規定ニ依ル行政廳ト看做ス

議員ハ第二項ノ決定又ハ前項ノ訴願ノ裁決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權

ヲ失ハズ

第二十四條 本令ニ規定スルモノノ外議員ノ定數、資格、任期及選任ニ關スル事項ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 組合會ノ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一 收入支出ノ豫算
- 二 事業報告及決算
- 三 收入支出豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄
- 四 準備金ノ管理方法
- 五 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分
- 六 組合債
- 七 規約ノ變更
- 八 保險料率
- 九 訴願訴訟ノ提起及和解
- 十 其ノ他重要ナル事項

第二十六條 組合ハ組合ノ事務ニ關スル書類ヲ檢閲シ、理事ノ報告ヲ請求シ又ハ事務

ノ管理、議 行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

組合會ハ議 委員ヲ選舉シ前項ノ組合會ノ權限ニ屬スル事項ヲ行ハシムルコト

ヲ得

第二十七條 組合會ハ理事之ヲ招集ス

議員定數ノ三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ組合會招集ノ請求ヲ爲シタルトキハ理事ハ七日以内ニ之ヲ招集スベシ

組合會ノ招集ハ會議ノ目的タル事項ヲ示シ急施ヲ要スル場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ三日前ニ之ヲ爲スベシ

前二項ノ期間ニ付テハ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

組合會開會中急施ヲ要スル事項アルトキハ理事ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得組合會ハ理事之ヲ開閉ス

第二十八條 組合會ノ議長ハ理事長ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ會議ヲ總理シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第二十九條 組合會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ第三十二條ノ除斥ノ爲半數ニ滿チザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十條 組合會ノ議事ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可非同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十一條 規約變更ノ議事ハ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス

第三十二條 議長及議員ハ其ノ一身上ニ關スル事項ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ

得ズ但シ組合會ノ同意ヲ得タルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第三十三條 議員ハ自ラ會議ニ出席シ表決ヲ爲スベシ但シ病氣其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ會議ニ出席スルコト能ハザル議員ハ規約ノ定ムル所ニ依リ豫メ書面ヲ以テ出席議員ニ委任シテ表決ヲ爲スコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ之ヲ會議ニ出席シタルモノト看做ス

第三十四條 組合員ハ規約ニ定ムル特別ノ場合ヲ除クノ外組合會ノ會議ヲ傍聽スルコトヲ得

第三十五條 議員ハ其ノ職務ノ爲要スル旅費ノ支給ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得被保險者タル議員其ノ職務ヲ行フニ因リ平常ノ業務ニ對スル報酬ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テハ其ノ補償ヲ組合ヨリ受クルコトヲ得

第一項ノ旅費及前項ノ補償ノ額及支給方法ハ規約ノ定ムル所ニ依ル

第三節 組合ノ役員

第三十六條 組合ニ理事ヲ置ク

理事ノ定數ハ偶數トシ其ノ半數ハ事業主ノ選定シタル議員ニ於テ他ノ半數ハ被保險者タル組合員ニ於テ互選シタル議員ニ於テ之ヲ互選ス

理事ノ中一人ヲ理事長トシ事業主ノ選定シタル議員タル理事ニ就キ理事之ヲ選舉ス

第三十七條 理事長ハ組合ヲ代表ス

理事長故障アルトキハ規約ノ定ムル所ニ依リ他ノ理事其ノ職務ヲ代理ス

第三十八條 組合ノ事務ハ規約ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ理事長ノ決スル所ニ依ル

第三十九條 組合會成立セズ若ハ其ノ議決スベキ事項ヲ議決セザルトキ又ハ組合會ヲ召集スルコト著シク困難ト爲リタルトキハ理事ハ監督廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スベキ事項ヲ處置スルコトヲ得

第四十條 組合會ニ於テ議決スベキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ組合會成立セザルトキ若ハ之ヲ召集スルノ暇ナキトキ又ハ事項ノ内容輕微ナルトキハ理事之ヲ專決スルコトヲ得

第四十一條 前二條ノ規定ニ依リ處置ヲ爲シタルトキハ理事ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ組合會ニ報告スベシ

第四十一條ノ二 規約變更ノ認可アリタルトキハ理事ハ遲滯ナク之ヲ公示スベシ

第四十二條 理事ハ規約、財産目錄、事業報告書、組合原簿及組合會ノ會議録ヲ事務所ニ備フベシ

組合員前項ノ書類ノ閱覽ヲ求メタルトキハ理事ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

イ 則第三十三條參照。

第四十三條 第二十一條、第二十四條及第三十五條ノ規定ハ理事及理事長ニ之ヲ準用ス

第四節 組合ノ財務

第四十四條 組合ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第四十五條 組合ハ每會計年度收入支出ノ豫算ヲ調製シ監督官廳ノ認可ヲ受クベシ豫算ヲ更正又ハ追加シタルトキ亦同ジ

豫算ニ定メタル各款ノ金額ハ彼此流用スルコトヲ得ズ

豫算ニ定メタル各項ノ金額ハ組合會ノ議決ヲ經テ之ヲ流用スルコトヲ得

1 則第三十四條關係。

第四十六條 組合ハ組合會ノ議決ヲ經テ繼續費ヲ設クルコトヲ得

第四十七條 組合ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クベシ
豫備費ハ規約ヲ以テ定メタル費途以外ノ費途ニ之ヲ充ツルコトヲ得ズ

第四十八條 組合ニ於テ其ノ收入金ヲ收納スルハ翌年度五月三十一日、其ノ支出金ヲ支拂フハ翌年度四月十五日限リトシ其ノ出納ヲ閉鎖ス

出納整理期間(二八頁用式)

第四十九條 組合ハ保険料率ヲ變更セムトスルトキハ監督廳ノ認可ヲ受クベシ

1 則第三十五條參照。

第五十條 組合ハ少クトモ保險給付ニ要シタル費用ノ前三年度(既往ノ年度三年未滿ナ

ルトキハ既往年度ノ平均年額ニ相當スル額ニ達スル迄毎年度ノ剩餘金中ヨリ該平均年額ノ百分ノ五以上ニ相當スル額(剩餘金ガ該平均年額ノ百分ノ五ニ達セザルトキハ其ノ全額)ヲ準備金トシテ積立ツベシ
前項ノ限度内ノ準備金ハ保險給付ニ要スル費用ニ不足ヲ生ジタルトキニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第五十一條 削除

第五十二條 準備金其ノ他財産ノ管理方法ノ要綱ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第五十三條 組合ハ支拂上現金ニ不足ヲ生ジタルトキハ準備金ニ屬スル現金ヲ繰替使用シ又ハ一時借入金ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ繰替使用シタル金額及前項ノ一時借入金ハ當該會計年度内ニ之ヲ返還スベシ

第五十四條 組合ハ組合債ヲ起シ、起債ノ方法、利息ノ定率若ハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ監督廳ノ認可ヲ受クベシ

第五十五條 組合ハ重要ナル財産ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ監督廳ノ認可ヲ受クベシ

第五節 組合ノ分合解散

第五十六條 組合合併又ハ分割ヲ爲サムトスルトキハ關係アル組合ノ組合會ニ於テ議員

定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ規約ノ變更ヲ要スルトキハ前項ノ議決ト共ニ之ヲ議決スベシ

1 則第二十六條第二十七條参照。

第五十七條 組合ノ分割ハ組合ノ設立アル事業所ノ一部ニ付之ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十八條 分割ヲ爲ス場合ニ於テハ分割後存続スル組合又ハ分割ニ因リテ成立スル組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ常時三百人以上タルベキコトヲ要ス

第五十九條 合併ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ各組合ニ於テ選任シタル者共同シテ之ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六十條 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及初年度ノ收入支出ノ豫算ハ其ノ組合ノ組合員タルベキ事業主之ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六十一條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

分割ニ因リテ成立シタル組合ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合又ハ分割後存続スル組合ノ權利義務ノ一部ヲ承繼ス

前項ノ規定ニ依リ承繼スル權利義務ノ限度ハ分割ノ議決ト共ニ之ヲ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

第六十二條 組合ノ合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキハ厚生大臣ハ合併又ハ分割ニ因

リテ成立又ハ消滅シタル組合及合併又ハ分割後存続スル組合ニ付左ノ事項ヲ告示スベシ

- 一 組合ノ名稱
- 二 事務所ノ所在地
- 三 組合ノ設立アル事業所ノ名稱及所在地
- 四 認可ノ年月日

第六十三條 第十六條乃至第十八條ノ規定ハ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付之ヲ準用ス合併又ハ分割ノ際其ノ合併又ハ分割シタル組合ノ理事タリシ者ガ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ノ組合員タル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ事業主ノ行フベキ職務ハ其ノ理事タリシ者之ヲ行フ

第六十四條 組合解散ヲ爲サムトスルトキハ組合會ニ於テ議員定數ノ四分ノ三以上ノ多數ヲ以テ之ヲ議決シ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ

1 則第二十八條參照。

第六十五條 組合ハ被保險者タル組合員ナキニ至ル¹モ其ノ欠缺ガ一時的ナル場合ニ於テハ解散スルコトナシ

1 則第二十九條參照。

第六十六條 組合解散シタルトキハ厚生大臣ハ第六十二條ノ例ニ依リ之ヲ告示スベシ

第六十七條 組合ノ設立アル事業所ヲ増減セムトスルトキハ編入又ハ削除セラルベキ事業所ノ事業主ノ全部及其ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ノ二分ノ一以上ノ同意アルコトヲ要ス

編入又ハ削除セラルベキ事業所二以上アル場合ニ於テハ前項ノ被保險者ノ同意ハ各事業所ニ付之ヲ得ルコトヲ要ス

前二項ノ規定ニ於テ被保險者トアルハ健康保險法第十四條第一項又ハ第十五條ノ第二項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ト同時ニ事業所編入ニ關スル規約變更ノ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ在リテハ被保險者ト爲ルベキ者トス

1 則第三十條參照。

第六十八條 第五十七條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十九條 事業所ノ削除ヲ爲ス場合ニ於テハ削除後ニ於テモ組合ノ被保險者タル組合員ノ員數ハ當時三百人以上タルベキコトヲ要ス

第七十條 組合ガ第六十七條ノ同意ヲ求メムトスルトキハ事業所ノ編入ノ場合ニ在リテハ第十一條各號ニ掲グル事項ヲ、事業所ノ削除ノ場合ニ在リテハ削除ノ理由ヲ編入又ハ削除ニ因リ組合員タル資格ヲ取得又ハ喪失スベキ者ニ周知セシムベシ

第六節 組合ノ監督

第七十一條 監督廳ハ組合會ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

組合會解散ノ場合ニ於テハ一月以内ニ議員ノ選任ヲ爲スベシ

第七十二條 健康保險法第三十九條ノ規定ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間組合ノ役員タルコトヲ得ズ

第七十三條 第十五條第二項、第二十三條第三項、第三十九條、第四十五條第一項、第四十九條、第五十四條、第五十五條及第七十一條第一項ニ於テ監督廳トアルハ二以上ノ都道府縣ニ跨ル組合ニ係ル場合又ハ組合ノ合併若ハ分割ニ伴フ認可ノ場合ニ於テハ厚生大臣トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官トス

1 則第六條ノ七參照。

第七節 健康保險組合聯合會

第七十三條ノ二 健康保險組合聯合會（以下組合聯合會ト稱ス）ノ規約ニハ左ノ事項ヲ

記載スベシ

- 一 組合聯合會ノ目的及事業
- 二 組合聯合會ノ名稱
- 三 事務所ノ所在地
- 四 加入及脱退ニ關スル事項
- 五 資産及會計ニ關スル事項

六 公示ノ方法

七 其ノ他組合聯合會ニ關シ重要ナル事項

第七十三條ノ三 組合聯合會ハ其ノ名稱中ニ健康保險組合聯合會ナル文字ヲ用フベシ
組合聯合會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ健康保險組合聯合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第七十三條ノ四 組合聯合會設立ノ際ニ於テ定ムベキ初年度ノ收入支出ノ豫算ハ組合聯合會ヲ設立セントスル組合共同シテ之ヲ定メ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ認可申請ハ聯合會設立ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スベシ

1 則第四十四條ノ四參照。

第七十三條ノ五 組合聯合會ノ設立ニ要スル費用ハ組合聯合會ノ負擔トス

第七十三條ノ六 組合聯合會ニ總會、會長、副會長及理事ヲ置ク
總會ハ議長及議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議員ハ會員タル組合ノ理事長ニ於テ之ヲ互選ス但シ第七十三條ノ九ノ規定ニ依リ準用シタル第六十四條ノ規定ニ依リ解散ニ關スル議決ヲ爲ス總會ノ議員ハ會員タル組合ノ理事長ヲ以テ之ニ充ツ會長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス

本令ニ規定スルモノノ外總會ノ組織及權限、議員ノ定數、資格、任期及選舉並ニ會長、副會長及理事ノ定數、資格、任期、選任及權限ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第七十三條ノ七 組合聯合會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第七十三條ノ八 組合聯合會解散シタルトキハ理事清算人ト爲ル
前項ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキハ厚生大臣清算人ヲ選任ス清算人缺ケタルトキ亦同シ清算人ハ組合聯合會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

清算方法及財産處分ニ付テハ厚生大臣ノ認可ヲ受クベシ
厚生大臣必要アリト認ムルトキハ清算方法及財産處分ノ變更ヲ命ジ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十三條ノ九 第十五條、第十六條、第二十一條、第二十五條乃至第三十三條、第三十七條乃至第四十二條、第四十四條乃至第四十八條、第五十四條、第五十五條、第六十四條、第六十六條、第七十一條第一項及第七十二條ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第十六條中事業主トアルハ理事トシ第三十九條、第四十五條第一項、第五十四條、第五十五條及第七十一條第一項ニ於テ監督トアルハ厚生大臣トス

第七十三條ノ十 第二十一條ノ規定ハ會長、副會長及理事ニ之ヲ準用ス
第七十三條ノ十一 本令ニ規定スルモノノ外組合聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

則第六條ノ八參照。

第四章 保險給付

第七十四條 健康保險法第四十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ一部負擔金ヲ支拂ハシムル場合左ノ如シ

- 一 健康保險組合契約ヲ以テ定メタル場合
 - 二 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合¹
- ¹ 則第四十六條參照。

第七十五條 都道府縣知事ハ都道府縣醫師會長、都道府縣齒科醫師會長又ハ都道府縣藥劑師會長ノ意見ヲ聽キ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ指定スベシ
保險醫又ハ保險藥劑師方療養ノ給付ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リ其ノ他保險醫又ハ保險藥劑師トシテ不適當ト認ムベキ事由アルトキハ都道府縣知事ハ前項ノ指定ヲ取消スコトヲ得

第七十六條 保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ニ於テハ療養ニ要スル費用トス
前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保險者之ヲ算定ス

法第四十三條
保ノ三關

法第四十三條
保ノ三關

法第四十三條
保ノ三關

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ算定ヲ爲サントスルトキハ健康保険診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第七十六條ノ二 健康保険ニ於ケル適正ナル診療報酬ヲ審議スル爲健康保険診療報酬算定協議會ヲ置ク

健康保険診療報酬算定協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者及事業主ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ委嘱ス

前項ノ委嘱ハ保險者及事業主ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

前三項ニ規定スルモノノ外健康保険診療報酬算定協議會ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保険法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

- 一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ
- 二 被保險者ガ保險醫及保險者ノ指定スル者以外ノ醫師齒科醫師其ノ他ノ診療又ハ手當²ヲ受ケタル場合ニ於テ保險者ガ其ノ必要アリト認メタルトキ³
- 三 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合ニ於テ被保險者ノ申請アリタルトキ⁴

法第四十四條 關係

1 則第五十三條參照。

2 醫師でない他人より賣藥をもらつて手當を受けた場合を含む。

3 則第五十四條參照。

4 則第五十六條ノ二參照。

第七十八條 前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム但シ第七十四條ノ規定ニ依リ一部負擔金ヲ支拂ハシムル場合ニ於テハ一部負擔金ニ相當スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第七十六條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第七十八條ノ二 削除

第七十八條ノ三 削除

第七十九條 病院又ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スベキ傷病手當金ハ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合ニ於テハ標準報酬日額ノ百分ノ四十二相當スル金額トス

第七十九條ノ二 保險者ハ健康保険法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ同法同條第一項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年六月ニ至ル迄繼續シテ傷病手當金ヲ支給スルモノトス

法第四十六條 關係

法第五
條關

第七十九條ノ三 健康保險法第四十九條第一項但書ノ額ハ六百圓トス
第八十條 出產手當金ハ被保險者ガ分娩ノ日前四十二日、分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間之ヲ支給ス

第八十一條 健康保險法第五十條ノ規定ニ依ル分娩費ノ額ハ被保險者ノ報酬月額ノ半額ニ相當スル金額トス但シ其ノ金額ガ三百圓ニ滿タザルトキハ之ヲ三百圓トス

第八十二條 削除

法第五
條關

第八十三條 分娩ニ關シ產院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スベキ分娩費ノ額ハ第八十一條ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ相當スル金額トス
產院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出產手當金ニ付テハ第七十九條ノ規定ヲ準用ス

法第五
條關

第八十三條ノ二 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ノ健康保險法第五十五條ノ規定ニ依リ同一保險者ヨリ繼續シテ保險給付ヲ受ケ得ル期間左ノ如シ
一 療養ノ給付ニ付テハ引續キ一年間
二 傷病手當金及出產手當金ニ付テハ被保險者トシテ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得ベカリシ期間

法第五
條關

第八十四條 被保險者タリシ者分娩ニ關スル保險給付ヲ受クルニハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後六月以内ニ分娩シタルコトヲ要ス

法第五
條關

第八十四條ノ二 被保險者タリシ者ガ政令ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員ト爲リタルトキハ健康保險法第五十七條ノ二ノ規定ニ依リ保險給付ヲ爲サズ

法第五
條關

第八十四條ノ三 健康保險法第五十七條ノ三ニ規定スル事由ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ掲グル事由ニ該當スルニ至リタルトキトス
一 厚生年金保險法ニ依ル障害年金又ハ障害手當金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ
二 前號以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ

1 則第四十九條參照。

法第五
條關

第八十五條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ベキ期間傷病手當金又ハ出產手當金ヲ支給セズ但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ報酬ノ額ガ傷病手當金又ハ出產手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第八十六條 前條ニ掲グル者其ノ受タルコトヲ得ベカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受ケルコト能ハザリシトキハ傷病手当金又ハ出産手当金ノ全額、其ノ一部ヲ受ケルコト能ハザリシ場合ニ於テ受ケタル額ガ傷病手当金又ハ出産手当金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手当金又ハ出産手当金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手当金又ハ出産手当金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

第八十七條 第七十九條又ハ第八十三條第二項ノ規定ハ健康保險法第六十二條第二項ニ掲グル者ニ對シ支給スベキ傷病手当金又ハ出産手当金ニ之ヲ準用ス

第八十七條ノ二 健康保險法第一條第二項ノ保險給付ハ被扶養者ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ關シテハ家族療養費被扶養者ノ死亡ニ關シテハ家族埋葬料、被保險者ノ配偶者ノ分娩ニ關シテハ配偶者分娩費トス

第八十七條ノ三 家族療養費ハ被扶養者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ受ケタル療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

被扶養者ガ前項ノ規定ニ依リ療養ヲ受ケルコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テ保險醫及保險者ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ニ就キ診療又ハ手當ヲ受ケタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ家族療養費ヲ支給スルコトヲ得健康保險法第四十三條ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

1 則第六十三條ノ五―第六十三條ノ七、第六十三條ノ十―第六十三條ノ十三參照。
2 則第六十三條ノ八。

第八十七條ノ四 家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル額トス但シ現ニ要シタル費用ノ十分ノ五ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第七十六條第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス
第八十三條ノ二第一項第一號及第八十四條ノ三第二號ノ規定ハ家族療養費ニ之ヲ準用ス

第八十七條ノ五 被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ保險者ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支給フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第八十七條ノ六 保險醫及保險藥劑師ガ被扶養者ノ療養ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項

ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十七條ノ七 家族埋葬料ノ額ハ三百圓トス

1 則第六十三條ノ十四參照。

第八十七條ノ八 配偶者分娩費ノ額ハ百五十圓トス

1 則第六十三條ノ十五、第七十條參照。

第八十七條ノ九 保險者ハ健康保險法第六十九條ノ三ノ規定ニ依リ哺育上ノ手當、哺育手當金ノ支給其ノ他命令ヲ以テ定ムル給付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル給付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

1 則第七十條參照。

第八十七條ノ十 保險者ハ第八十七條ノ三ノ規定ニ拘ラズ國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ委託シテ家族療養費ノ支給ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保險者ハ之ニ必要ナル費用ヲ當該國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ支拂フベシ

前項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ノ被扶養者ニ對スル家族療養費ノ支拂ニ關シテハ第八十七條ノ五ノ規定ヲ準用ス

法第六

第八十八條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シ

十四條
關係

テハ保險者ハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知リタルトキ遲滯ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スベシ

法第六
十六條
關係

第八十九條 療養費、傷病手當金、出産手當金、埋葬料、分娩費、家族療養費、家族埋葬料及配偶者分娩費ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

傷病手當金及出産手當金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ毎月一定ノ期日ニ支給スルコトヲ得

第五章 審査ノ請求

法第七
第十條
關係

第九十條 政府ノ管掌スル健康保險ニ關スル國庫負擔金ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依ル

第九十一條 健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ハ其ノ健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一トス

前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額ガ被保險者一人ニ付一年三圓ニ相當スル金額ヲ超ユル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル國庫負擔金ノ總額ハ其ノ限度ニ至ル迄之ヲ減額スルモノトス

前項ノ場合ニ於テ各健康保險組合ニ對スル國庫負擔金ノ額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ前項ノ國庫負擔金ノ總額ノ限度ニ於テ各健康保險組合ノ保險給付ニ要スル費用ノ額ニ應ジ厚生大臣之ヲ定ム

第九十二條 前條第一項ノ規定ニ依ル國庫負擔金算定ノ基礎タル保險給付ニ要スル費用ノ額ハ療養ノ給付及分娩ニ關スル産院、病院又ハ診療所ヘノ收容ニ直接要シタル金額竝ニ傷病手當金、出産手當金、分娩費、埋葬料、療養費、家族療養費、家族埋葬料、配偶者分娩費及健康保險法第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給額ノ合算額(同法第五十九條第一項ノ規定ニ依ル傷病手當金又ハ出産手當金ノ支給額ヲ除ク)トシ毎年度之ヲ計算ス

前項ノ療養ノ給付又ハ分娩ニ關スル産院、病院若ハ診療所ヘノ收容ニ要シタル器具、機械、建築物其ノ他ノ施設ニシテ其ノ效用二年以上ニ亘ルモノニ付テハ之ニ要シタル費用ヲ其ノ施設ノ豫定使用年數ニ應ジ各年均等ニ分割シテ之ヲ計算ス

第九十三條 第九十一條第二項ニ規定スル被保險者ノ員數ハ其ノ年度内ノ各月末ニ於ケル被保險者ノ員數ノ平均數トス

第九十三條ノ二 健康保險組合ニ對シ交附スル國庫負擔金ニ付テハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

前項ノ概算拂ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ムベシ

法第七十一條
關第二項係

第九十四條 保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險ハ之ヲ算定セズ

第九十四條ノ二 健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ被保險者ト爲リタル月日ヨリ之ヲ算定ス

前項ノ場合ニ於テ各月ノ保險料ノ算定方法ハ前條ノ例ニ依ル

第九十四條ノ三 削除

第九十五條 保險料率ハ保險者之ヲ定ム
保險料率ハ各被保險者ニ付同一ナルコトヲ要ス但シ性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ異ナル保險料率ヲ定ムルコトヲ得

第九十六條 性質上事故多キ業務ニ使用セラルル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ厚生大臣ハ事業主ノ負擔スベキ割合ヲ保險料額ノ三分ノ二迄増加スルコトヲ得

第九十七條 標準報酬ノ等級ガ第一級ニ該當スル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔額ハ標準報酬ノ等級ガ第二級ニ該當スル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ事業主ノ負擔スベキ額ト同額トス但シ其ノ額ガ保險料ノ全額ヲ超過スル場合ニ於テハ事業主ノ負擔額ハ保險料ノ全額トス

第九十七條ノ二 前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ健康保險法第六十二條第一項各號ノ

法第七十六條

法第七十三條
關係

一 該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月以後、被保險者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同法同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌月以後同法同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル月ノ前月迄ノ期間保險料ヲ徵收セズ但シ被保險者ガ同法同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル月ニ於テ同法同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九十八條

第九十八條 事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタルトキニ限り前項ノ規定ニ拘ラズ報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スベキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

第九十九條 事業主ハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ被保險者ノ請求ニ應ジテ閱覽セシムベシ

1 則第七條參照。

第一百條

第一百條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ

保險者ガ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關

スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ保險者ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第一百條 健康保險組合ハ第九十八條又ハ前條ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第一百條ノ二 保險料納付義務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

- 一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ
- 二 被保險者ノ使用セラルル事業所ヲ廢止シタルトキ
- 三 強制執行ヲ受クルトキ
- 四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
- 五 競賣ノ開始アリタルトキ
- 六 法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

附則

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ限り第四條第一項但書中資格ヲ取得シタル日ノ現在トアルハ大正十五年十一月一日ノ現在トス但シ大正十五年十一月二日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則 (昭和二年三月勅令第三十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和二年七月勅令第二百二十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年五月勅令第四百十三號)

本令ハ昭和四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年七月勅令第二百五十號)

本令ハ昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和九年十二月勅令第四百號)

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十三年一月勅令第二十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年五月勅令第三百七十三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第七十九條ノ二、第七十九條ノ三及第八十七條ノ二

乃至第八十七條ノ四ノ規定竝ニ第八十九條ノ二ノ規定中第七十九條ノ三及第八十七條ノ二ノ規定ニ關スル部分ハ昭和十四年法律第七十四號中第一條第二項、第七條第二項、第四十七條第二項、第三項、第六十二條第四項及第六十九條ノ二ノ規定竝ニ第七十六條ノ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
従前ノ第四條第一項ノ規定ニ依リ昭和十四年六月一日現在ニ依リ定メタル標準報酬又ハ同日以後ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ定メタル標準報酬ハ昭和十五年七月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

附 則 (昭和十六年六月勅令第七百十五號)

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十六年十月勅令第九百六號)

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和九年勅令第四百一號ハ之ヲ廢止ス

職員健康保險法施行令第九條第三號中(ハ)及(ニ)ヲ削ル

附 則 (昭和十七年一月勅令第三十五號)

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年勅令第六百十四號ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ除現ニ被保險者ノ資格ヲ有スル者及本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ

間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ノ標準報酬ニシテ同期間内ニ於テ效力ヲ有スルモノハ従前ノ規定ニ依ルモノトス

本令施行ノ際現ニ被保險者ノ資格ヲ有シ昭和十七年四月一日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年同月同日以後效力ヲ有スルモノハ第三條乃至第五條ノ改正規定ニ依ル此ノ場合ニ於テ其ノ者ハ第四條第一項ノ改正規定ノ適用ニ付本令施行ノ日ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ第五條第三號ノ改正規定中一月間トアルハ三月間トシ報酬ノ額トアルハ報酬ノ額ノ三分ノ一トス

本令施行後昭和十七年三月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同年四月一日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者ノ標準報酬ニシテ同年四月一日以後效力ヲ有スルモノハ第三條乃至第五條ノ改正規定ニ依ル

準備金ノ管理方法ニシテ本令施行前監督官廳ノ認可ヲ受ケタルモノハ第五十二條ノ改正規定ニ依リ規約ヲ以テ定メタルモノト看做ス

附 則 (昭和十七年三月勅令第二百九十一號)

本令ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十一月勅令第七百六十一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十二月勅令第八百二十六號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年法律第三十八號中第一條第二項、第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保險法施行令ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前ノ職員健康保險ノ保險給付及保險料其ノ他ノ徵收金ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險ノ被保險者タリシ者ニシテ引續キ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノニ付テハ職員健康保險法ニ基キ其ノ者ニ付定メタル標準報酬ヲ以テ其ノ者ノ健康保險法ニ基キ定メタル標準報酬トス但シ同項ノ規定施行ノ日ヨリ職員健康保險法施行令第四條第二項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ變更スベカリシ場合ニ在リテハ同月ヨリ第四條第二項ノ規定ニ準ジ其ノ者ノ標準報酬ヲ變更ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險ノ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ昭和十七年法律第三十八號附則第七項ニ依リ健康保險ノ保險給付ヲ受クルモノノ保險給付ニ關シテハ其ノ資格喪失ノ際ニ於ケル標準報酬ニ依ル

第二項ノ規定施行前職員健康保險法及職員健康保險法施行令ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ健康保險法及健康保險法施行令中ノ相當規定ニ基キテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險法及職員健康保險法施行令ニ基キテ爲シタル申請ハ健康保險法及健康保險法施行令中ノ相當規定ニ基キテ之ヲ爲シタルモノト看做ス
前五項ニ定ムルモノノ外第二項ノ規定施行ノ際必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
社會保險審査會規程中左ノ通改正ス

第一條中「職員健康保險法第八十一條及第八十三條」及「第四十九條ノ意見ノ答申及同法」ヲ削ル

第六條第一項第二號中「若ハ職員健康保險」ヲ削リ同項第四號中「健康保險、國民健康保險若ハ職員健康保險」ヲ「健康保險若ハ國民健康保險」ニ定ム

第七條第一項第二號及第三號中「職員健康保險」ヲ削ル
第十八條第一項中「職員健康保險組合」ヲ削ル

勞働者年金保險法施行令中左ノ通改正ス
第五條第一項第六號中「業務」ヲ「事業所」ニ改ム
第八條第二項ヲ左ノ如ク改ム

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手数料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ十錢未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第十條第一號(ロ)中「又ハ試ニ」ヲ削リ同條第二號中「工場、事業場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

第十一條 削除

第二十八條第二項及第三項ヲ左ノ如ク定ム

地方長官ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ地方長官ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第二十九條第二號、第三十九條第一項及第四十一條第一項中「工場、事業場又ハ事業」ヲ「事業所」ニ改ム

附 則 (昭和十九年五月勅令第三百六十四號)

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條、第七十八條ノ二、第七十九條ノ二、第八十二條、第八十七條ノ四第三項、第九十二條第一項、第九十四條、第九十四條ノ二及第九十七條ノ二ノ改正規定並ニ第八十三條ノ二、第八十四條ノ三及附則第五項及同第六項ノ規定ハ昭和十九年法律第二十一號附則第十六條ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十九年六月一日前ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同年同月同日迄引續キ被保險者ノ資格

ヲ有スル者ノ同年同月同日ニ於ケル標準報酬ノ等級ガ従前ノ第三條ノ規定ニ依ル第十五級ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ者ハ第四條第一項ノ規定ノ適用ニ付同年同月同日ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

第九條ノ三ノ改正規定ニ依リ新ニ被保險者ト爲リタル者ハ健康保險法施行令中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ昭和十九年法律第二十一號附則第十六條ノ規定施行ノ日ノ前日迄ハ被保險者タラザルモノト看做ス

厚生省關係許可認可等戰時特例中左ノ通改正ス

第五條第六號、第七號及第十四號ヲ左ノ如ク改ム

六 削除

七 削除

十四 削除

工場法施行令中左ノ通改正ス

第十三條ノ二第一項及第二項ヲ削リ同條第三項中「前二項ノ例ニ依リ」ヲ削ル

第十四條中「受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ」ヲ削ル

第十五條中「又ハ健康保險法ニ依ル保險給付」ヲ削ル

第十六條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

第二十七條第一項中「療養費ノ支給ヲ受クル職工」ノ下ニ「若ハ厚生年金保險法ニ依リ

厚生年金保險法施行令別表第一ニ於ケル癡疾ノ程度六級以上若ハ同表第二ニ於ケル癡

疾ノ程度二級以上ニ該當スル職工」ヲ加フ

勞働者災害扶助法施行令中左ノ通改正ス

第十一條第一項中「受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ」ヲ削ル

第十五條第一項第五號ヲ左ノ如ク改ム

五 削除

附 則 (昭和二十年七月勅令第四百十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ日ノ屬スル月ノ前月ノ保險料ノ納期ニ付テハ第百條第一項ノ改正規定ニ拘ラ

ズ仍従前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和二十一年四月勅令第百八十五號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十一年三月ノ保險料ノ納付ニ付テハ第百條第一項ノ改正規定ニ依ル

本令施行前ニ被保險者ノ資格ヲ取得シ同令施行ノ日迄引續キ被保險者ノ資格ヲ有スル者

ノ標準報酬ニ付テハ其ノ者ハ同日ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做シ健康

保險法施行令第四條第一項ノ規定ヲ適用ス

定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ使用セラルル事業所ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事ニ於テ、法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ住所
ヲ管轄スル都道府縣知事ニ於テ之ヲ掌ル

第二條 被保險者ガ同時ニ二以上ノ事業所ニ使用セラルル場合ニ於テ被保險者ガ二以上アルトキ又ハ其ノ使用サラルル事業所ガ異リタル都道府縣ニ在ルトキハ被保險者ハ其ノ保險ヲ掌ルベキ都道府縣知事又ハ健康保險組合(以下組合ト稱ス)ヲ定メ其ノ旨ヲ其ノ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ツベシ

都道府縣知事又ハ組合ハ前項ノ届出ヲ受ケタルトキハ關係アル都道府縣知事又ハ組合ニ之ヲ通知スベシ

第一項ノ被保險者ガ厚生年金保險ノ被保險者ナル場合ニ於テハ同項ノ届書ニ厚生年金保險ノ被保險者臺帳ノ記號及番號ヲ附記スベシ

被保險者ガ厚生年金保險ノ被保險者ナル場合ニ於テ都道府縣知事ニ對シ厚生年金保險法施行規則第二條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ併セテ第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルモノト看做ス

第二條ノ二 被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月(報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリ其ノ報酬ヲ變更ス

第三條 事業主ハ被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ遲滞ナク様式第一號ニ依ル届書ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ提出スヘシ

1 その違反について、第八十條第一號參照。

第四條 都道府縣知事又ハ組合ハ事業主ヲシテ都道府縣知事又ハ組合ノ定ムル日ノ現在ニ於ケル被保險者ノ報酬月額算定ノ基礎ノ届出ヲ爲サシムルコトヲ得

事業主ハ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ス場合ニ於テハ儀式第一號ニ依ル届書ヲ前項ニ定ムル日ヨリ十日以内ニ都道府縣知事又ハ組合ニ提出スベシ

1 その違反について、第八十條第一號參照。

第五條 前二條又ハ第十條第一項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ都道府縣知事又ハ組合ハ被保險者ノ標準報酬ヲ決定シ遲滞ナク之ヲ事業主ニ通知スベシ標準報酬ヲ變更シタルトキ亦同ジ

事業主前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ告知スベシ

1 その違反について、第八十條第二號參照。

第五條ノ二 組合ハ保險料其ノ他法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ徵收セントスルトキハ徵收スベキ金額ヲ決定シタル上納付義務者ニ對シ其ノ徵收金ノ種類並ニ納付スベキ金額、期日及場所ヲ記載シタル書面ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スベシ但シ即納センムル場合ニ於テ

法第九條關係

法第九條關係

ハ口頭ヲ以テ納入ノ告知ヲ爲スコトヲ得

第六條 法第九條ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏員ハ様式第二號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第六條ノ二 法第九條ノ二ノ規定ニ依リ診療録ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏員ハ様式第二號ノ二ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第六條ノ三 法第十條ノ規定ニ依リ左ニ掲グル職權ヲ都道府縣知事(組合ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事)ニ委任ス

一 法第十四條第一項、法第十九條第一項ノ規定ニ依ル職權(組合ノ設立若ハ解散ヲ伴フ場合又ハ組合ガ二以上ノ都道府縣ニ跨ル場合ヲ除ク)

二 法第三十六條ノ規定ニ依ル職權(二以上ノ都道府縣ニ跨ル組合ニ係ル場合及組合ノ合併又ハ分割ニ伴フ場合ヲ除ク)

三 法第十一條ノ二第二項、法第三十七條、法第三十七條二及法第三十八條第一項ノ規定ニ依ル職權並ニ法第三十九條ノ規定ニ依ル職權中、決議ノ取消又ハ役員ノ解職ノ職權(組合ガ二以上ノ都道府縣ニ跨ル場合ヲ除ク)

第六條ノ四 令第五條ノ二ノ規定ニ依リ發スル督促狀ハ様式第二號ノ三ニ依ル

第六條ノ五 廳府縣ノ官吏吏員ガ滯納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ス場合ニ於テ示スベキ其ノ命令ヲ受ケタル官吏吏員タルノ證票ハ様式第三號ニ依ル

令第五條關係

關係

法第十條關係

令第七條關係

令第七條關係

第六條ノ六 法第十一條ノ四ノ規定ニ依ル公告ハ都道府縣廳

廳府縣保險出張所(以下出張所ト稱ス)又ハ組合ノ事務所ニ之ヲ爲スベシ

第六條ノ七 都道府縣廳ニハ其ノ管轄區域内ニ事務所(事務所二以上アル場合ハ主タル事務所)ヲ有スル組合ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル健康保險組合臺帳ヲ備フベシ

一 組合ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 組合ノ設立アル事業所ノ名稱及所在地

四 設立認可ノ年月日

五 理事長ノ氏名住所及就職年月日

前項ノ健康保險組合臺帳ハ何人ト雖モ利害關係アル場合ニ於テハ其ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六條ノ八 厚生省ニハ健康保險組合聯合會(以下組合聯合會ト稱ス)ニ付左ニ掲グル

事項ヲ記載シタル健康保險組合聯合會臺帳ヲ備フ

一 組合聯合會ノ名稱

二 事務所ノ所在地

三 設立認可ノ年月日

四 會長ノ氏名、住所及就職年月日

令第九
第九條
關係

前條第二項ノ規定ハ健康保險組合會臺帳ノ閱覽ニ之ヲ準用ス

第七條 令第九十九條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ事業所毎ニ之ヲ備フベシ

- 一 被保險者ノ氏名
- 二 控除シタル保險料ノ金額
- 三 控除シタル年月日

一 その違反について、第八十條第五號參照。

第八條 事業主ハ健康保險ニ關スル書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ二年間保存スベシ

一 その違反について、第八十條第五號參照。

第八條ノ二 第三條、第四條、第五條第二項、第十條、第十一條第二項、第十七條、第二十條、第二十三條第三項及第五項、第二十三條ノ二第一項及第二項、第五十六條ノ二第二項、第五十七條第二項、第五十九條、第六十條、第六十二條第二項、第六十三條ノ二、第六十三條ノ五第二項、第六十三條ノ八第二項、第六十三條ノ十二第二項、第六十三條ノ十四、第六十三條ノ十五及第六十四條ノ規定ニ依ル事業主ノ爲スベキ事項ニ付テハ事業主ハ豫メ代理人ヲ選任シ之ヲ處理セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事業主代理人ヲ選任シタルトキハ都道府縣知事又ハ組合ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ

事業主
の書類
保存義務
事業主
代理人

届出、
申請等
の様式

事業主ガ都道府縣知事ニ對シ厚生年金保險法施行規則第七十六條第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルトキハ併セテ前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲シタルモノト看做ス

第八條ノ三 事業主又ハ被保險者ガ都道府縣知事又ハ組合ニ對シ届出、申請又ハ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ様式ノ定アルモノヲ除キ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ届書、申請書又ハ請求書ニ添附スベキ書類ハ届出、申請又ハ請求ノ際之ヲ提出スベシ但シ都道府縣知事又ハ組合ニ於テ其ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

口頭ヲ以テ届出、申請又ハ請求シタル者アル場合ニ於テ都道府縣知事又ハ組合必要アリト認ムルトキハ其ノ届出、申請又ハ請求ノ事項ヲ記載シタル書類ノ作製シ讀聞カセタル上之ニ記名調印セシムベシ

第九條 事業主ガ厚生大臣ニ提出スベキ書類ハ其ノ事業所ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事ヲ經由スベシ

組合ガ厚生大臣ニ提出スベキ書類ハ其ノ事務所（事務所二以上アル場合ハ主タル事務所）ノ所在地ヲ管轄スル都道府縣知事ヲ經由スベシ

第九條ノ二 法第二十三條ノ二第二項ノ規定ニ依ル利用料ニ關スル事項ハ被保險者之ヲ定ム

被保險者ガ組合ナル場合ニ於テハ前項ノ利用料ニ關スル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

法第二十三條
第三項
第二項
關係

地方長
官經由

第二章 被保險者

法第七十條
第七條
第八條
關係

第十條 法第十三條又ハ法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ様式第四號ニ依リ五日以内ニ之ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ヅベシ
法第十三條又ハ法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者アルトキハ事業主ハ様式第五號ニ依リ五日以内ニ之ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ヅベシ

1 その違反について、第八十條第一號參照

法第二十條
第十條
關係

第十一條 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ法第十三條又ハ法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキハ其ノ被保險者ト爲リタル際其ノ旨ヲ事業主ニ申出ヅベシ
前項ノ規定ニ依ル申出又ハ厚生年金保險法施行規則第四條ノ規定ニ依ル申出ヲ爲シタル被保險者ニ付テハ事業主ハ第十條第一項ノ届出ニ其ノ申出アリタル事項ヲ附記スベシ

1 その違反について、第八十條第一號參照。

2 その違反について、第八十一條第一號參照。

法第十五條
第三條
第十五條
關係

第十二條 被保險者同時ニ二以上ノ事業所ニ使用セラルルトキハ其ノ各事業所ニ付左ニ掲グル事項ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ヅベシ
一 事業主ノ氏名及住所

法第二十條
第二條
關係

二 事業所ノ名稱及所在地
前項ノ被保險者ガ厚生年金保險ノ被保險者ナル場合ニ於テハ同項ノ届書ニ左ニ掲グル事項ヲ附記スベシ

一 厚生年金保險ノ被保險者臺帳ノ記號及番號

二 各事業所ニ付當該被保險者ノ使用セラルル事業所ガ厚生年金保險法第十六條又ハ同法第十六條ノ二ノ事業所ニ該當スルコトノ有無

第十二條ノ二 令第九條ノ四第四號ノ規定ニ依リ季節的業務ニ使用セラルル者ハ被保險者トセズ但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
1 繭の乾燥、清酒、製藥、製氷、魚介、果實の罐詰等季節に依りて爲す業務である。

第十二條ノ三 合第九條ノ五第三號ノ規定ニ依リ左ノ者ヲ指定ス

一 國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ノ事務所ニ使用セラルル者

二 臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 生命保險會社ニ使用セラレ保險契約ノ募集勸誘ニ從事スルモノニシテ當時一定ノ俸給又ハ之ニ準ズベキ給與ヲ受ケザルモノ

法第十

第十三條 法第十四條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規

令第九條
第三號
關係

令第九條
第四號
關係

四條第一項關係

定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スベシ

一 事業所ノ名稱及種類

二 事業所ノ名稱及所在地

三 被保險者ト爲ルヘキ者ノ員數

法第十四條第一項ノ認可ノ申請ト同時ニ其ノ事業所ニ付組合ノ設立又ハ事業所ノ編入

ニ關スル規約變更ノ認可申請アル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ記載スベシ

法第十四條第一項ノ認可ト同時ニ厚生年金保險法第十六條ノ二第一項ノ認可ヲ受ケン

トスル場合ニ於テハ第一項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

第十四條 法第十九條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ同條第二項ノ規

定ニ依ル同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類ヲ添附スベシ

一 事業ノ名稱及種類

二 事業所ノ名稱、所在地及被保險者ノ記號

三 被保險者ノ員數

四 組合ノ設立アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ名稱及所在地並其ノ組合ガ解散スベキモ

ノナルトキハ其ノ旨

法第十九條第一項ノ認可ト同時ニ厚生年金保險法第二十條ノ二第一項ノ認可ヲ受ケン

トスル場合ニ於テハ前項ノ申請書ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

法第九條第一項關係

法第十條關係

第十五條 法第二十條ノ規定ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトノ申請書ニハ左ニ掲グ

ル事項ヲ記載スベシ

一 住所

二 資格喪失ノ年月日

三 資格喪失ノ際使用セラレタル事業所ノ名稱及被保險者證ノ記號

四 資格喪失後繼續シテ保險給付ヲ受ケタル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リ

タル年月日

五 令第十條ノ期限經過後申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ事由

六 資格喪失ノ際ニ屬シタル都道府縣（出張所ノ分掌ニ屬シタルトキハ其ノ出張所）

又ハ組合ノ名稱

第十六條 令第十條ノ二第一號ノ猶豫期間ハ令第百條ニ規定スル納付期日經過後十日ト

ス

第十七條 被保險者法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セザルニ至リタルト

キハ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ五日以内ニ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ヅベシ

一 被保險者ノ氏名

二 被保險者證ノ記號及番號

三 該當ノ事實及該當シ又ハ該當セザルニ至リタル年月日

令第二十條關係
法第十二條
各號參照

法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者又ハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者法第六十二條第一項各號ノ一ニ該當シ又ハ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ者ニ於テ前項ノ例ニ依リ之ヲ届出ヅベシ。

- 1 その違反について、第八十條第一號參照。
- 2 その違反について、第八十一條第二號參照。

事業主
の届出
事項

第十八條 事業主ニ變更アリタルトキハ事業主及事業主タリシ者連署ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ五日以内ニ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ヅベシ

- 一 事業ノ種類及新舊名稱
- 二 事業所ノ所在地及被保險者證ノ記號
- 三 變更ノ年月日及事由
- 四 事業主及事業主タリシ者ノ氏名及住所
- 五 厚生年金保險ノ被保險者ヲ使用スル事業所ニ在リテハ其ノ旨
 - 1 その違反について、第八十條第一號參照。

第十九條 削除

第二十條 左ニ掲グル事項ニ變更アリタルトキハ事業主ハ變更ノ事項及年月日ヲ五日以内ニ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ヅベシ
一 事業ノ名稱又ハ種類

- 二 事業主ノ氏名又ハ住所
- 三 事業所ノ名稱又ハ所在地
- 四 被保險者ノ氏名

當該事業所ガ厚生年金保險法第十六條又ハ同法第十六條ノ二ノ事業所ニ該當スルモノナルトキハ事業主ハ其ノ旨ヲ前項ノ届書ニ附記スベシ
政府ノ管掌スル健康保險ノ被保險者ガ厚生年金保險ノ被保險者ナルトキハ事業主ハ第一項第四號ノ届書ニハ其ノ者ノ厚生年金保險ノ被保險者臺帳ノ記號及番號ヲ附記スベシ

- 1 その違反について、第八十條第一號參照。

第二十條ノ二 削除

法第二十條
第十條關
係

第二十一條 法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ氏名又ハ住所ヲ變更シタルトキハ新舊ノ氏名又ハ住所及變更ノ年月日ヲ五日以内ニ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ヅベシ
1 その違反について、第八十一條第二號參照

法第七條
第十條關
係

第二十二條 第十條第一項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ都道府縣知事又ハ組合ハ其ノ被保險者ノ被保者證ノ記號及番號ヲ遲滯ナク事業主ニ通知スベシ其ノ記號及番號ヲ變更シタルトキ亦同シ

被保險
者證

第二十三條 都道府縣知事又ハ組合様式第六號ニ依ル被保險者證ヲ被保險者ニ交付スベシ

シ都道府縣知事又ハ組合被保險者證ヲ交付セントスルトキハ之ヲ被保險者ヲ使用スル事業主ニ送付スベシ但シ被保險者法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ナル場合ニ於テハ之ヲ被保險者ニ送付スベシ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ送付アリタルトキハ事業主ハ被扶養者調書ニ基キ被保險者證ノ所定ノ箇所ニ其ノ被保險者ノ有スル被扶養者ノ氏名、男女別、生年月日及被保險者トノ續柄ヲ記載シ事業主印ヲ捺捺ノ上遲滞ナク之ヲ被保險者ニ交付スベシ被保險者證ノ記號若ハ番號、被保險者ノ氏名、事業所ノ名稱若ハ所在地又ハ被扶養者ノ氏名ニ變更アリタルトキ又ハ被扶養者ニ異動アリタルトキハ被扶養者證ノ改訂ヲ受クル爲被保險者ハ遲滞ナク之ヲ事業主ニ提出スベシ被扶養者ヲ有スルニ至リタルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ提出アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク其ノ改訂又ハ記載ヲ爲シ被保險ニ返付スベシ

法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者(組合ニ屬スル者ヲ除ク)都道府縣ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク被保險者證ヲ都道府縣知事ニ提出シテ其ノ改訂ヲ受クベシ被保險者證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ被保險者證ニ餘白ナキニ至リタルトキハ被保險者ハ遲滞ナク被保險者證ヲ添へ(滅失ノ場合ヲ除ク)其ノ旨ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ届出ツベシ

1. その違反について、第八十條第三項参照。

第二十三條ノ二 被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ被保險者ニ變更アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク被保險者證ヲ回收シ之ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ返納スベシ但

シ被保險者法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者タル場合ニ於テハ其ノ者ニ於テ五日以内ニ之ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ返納スベシ

被保險者ノ資格喪失ニ因リ事業主ノ返納スベキ被保險者證ハ之ヲ資格喪失届ニ添付スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ資格喪失届ニ附記スベシ

被保險者(法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク)其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ被保險者ニ變更アリタルトキハ其ノ被保險者證ヲ五日以内ニ事業主ニ提出スベシ但シ資格喪失後引續キ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ

被保險者ノ資格喪失後引續キ保險給付ヲ受クル者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ返納スベシ

第一項ノ資格喪失ノ原因死亡ナルトキ又ハ第三項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ提出スベキ者又ハ前項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返納スベキ者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ法第四十九條第二項若ハ法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クベキ者ニ於テ其ノ請求ノ際被保險者證ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ返納スベシ

1. 2. 3. その違反について、第八十一條第三號参照。

第三章 健康保險組合及健康保險組合聯合會

第二十四條 組合設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ但シ法第三十二條ノ規定ニ依リ組合設立ノ認可申請ヲ爲ス場合ニ於テハ第五號ノ書類ハ之ヲ添付スルコトヲ要セズ

一 規約

令第五十六條
關係令

- 二 事業計畫書
 - 三 保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面
 - 四 初年度ノ收入支出ノ豫算
 - 五 組合ノ設立ニ付法第二十九條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類
- 第二十五條** 法又ハ之ニ基ク命令ノ規定ニ依リ組合ニ於テ監督廳ノ認可ヲ受クベキ事項が組合會ノ議決ヲ經タルモノナルトキハ申請書ニ其ノ會議録ノ寫ヲ添附スベシ
認可申請ヲ爲スベキ事項ガ令第四十條ノ規定ニ依リ理事專決シタルモノナルトキハ申請書ニ專決ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ
- 第二十六條** 組合合併ノ認可申請書ニハ合併スル各組合ノ名稱及被保險者ノ員數並合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ成立スル組合ノ名稱ヲ記載シ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 合併後ニ於ケル事業計畫書
 - 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル各組合ノ財産目錄
 - 三 合併ニ因リテ成立スル組合アル場合ニ於テハ其ノ組合ノ規約、保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算
- 合併後存續スル組合アル場合ニ於テハ合併ニ伴フ規約變更ノ認可申請ハ合併ノ認可申請ト同時ニ之ヲ爲スベシ

第六十四條
關係令
第六十五條
關係令
第六十六條
關係令

- 第二十七條** 組合分割ノ認可申請書ニハ分割スル組合、分割後存續スル組合及分割ニ因リテ成立スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 分割後ニ於ケル各組合ノ事業計畫書
 - 二 認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル分割スル組合ノ財産目錄
 - 三 分割ニ因リテ成立スル組合ノ承繼スル權利義務ノ限度ヲ示シタル書面
 - 四 分割ニ因リテ成立スル組合ノ規約、保險料率及其ノ計算ノ基礎ヲ示シタル書面並初年度ノ收入支出ノ豫算
- 前條第二項ノ規定ハ分割後存續スル組合ノ分割ニ伴フ規約變更ノ認可申請ニ之ヲ準用ス
- 第二十八條** 組合解散ノ認可申請書ニハ解散スル組合ノ名稱及被保險者ノ員數ヲ記載シ認可申請前一月以内ノ現在ニ於テ調製シタル財産目錄ヲ添附スベシ
- 第二十九條** 被保險者タル組合員常時ナキニ至リタル爲組合解散シタルトキハ其ノ事由組合ノ名稱及解散ノ年月日ヲ理事タリシ者ニ於テ遲滞ナク厚生大臣ニ届出ツベシ
前項ノ届書ニハ解散ノ日ノ現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スベシ
- 第三十條** 組合ノ設立アル事業所ノ編入又ハ削除ニ關スル規約變更ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 規約變更後ニ於ケル事業計畫書

二 事業所ノ編入又ハ削除ニ付令第六十七條第一項ノ同意アリタルコトヲ認ムルニ足ル書類

第三十一條 組合合併又ハ分割シタル場合ニ於テハ理事又ハ理事タリシ者ハ其ノ組合員タリシ被保險者ノ保險ヲ管掌スル組合ノ理事長ニ對シ遲滯ナク其ノ事務ノ引継ヲ爲スベシ

事務引継完了シタルトキハ引継ヲ爲シタル者及引継ヲ受ケタル者連署ノ上完了ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ旨ヲ都道府縣知事ニ届出ヅベシ

第三十二條 前條ノ規定ハ組合解散シタル場合及組合其ノ組合ノ設立アル事業所ヲ削除シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 組合會ノ會議録ニハ議長及出席議員二人以上之ニ署名スベシ

第三十四條 収入支出ノ豫算ハ様式第七號ニ依リ之ヲ調製シ毎年二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スベシ

第三十五條 保險料率ノ認可申請書ニハ計算ノ基礎ヲ示シタル書面ヲ添附スベシ

第三十六條 決算ハ様式第七號ニ依リ、事業報告ハ様式第八號ニ依リ之ヲ調製シ年度經過後四月以内ニ組合會ノ認定ニ付スベシ

決算及事業報告ハ組合會ノ認定ヲ經タル後遲滯ナク之ヲ都道府縣知事ニ届出ヅベシ
前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ組合會ノ認定ニ付シ又ハ都道府縣知事ニ届出ヅル場合

ニ於テハ之ニ年度未現在ニ依リ調製シタル財産目録ヲ添附スベシ

第三十七條 財産目録ハ様式第九號ニ依リ之ヲ調製スベシ

第三十八條 組合ハ事業報告ニ付組合會ノ認定ヲ經タルトキハ年度未現在ニ依リ調製シタル財産目録ト共ニ之ヲ公示スベシ

第三十九條 削除

第四十條 組合ハ様式第十號ニ依リ毎月ノ事業狀況ヲ翌月二十日迄ニ都道府縣知事ニ報告スベシ

第四十一條 組合原簿ハ様式第十一號ニ依リ之ヲ調製スベシ

第四十二條 組合ハ歳入簿、歳出簿及現金出納簿ヲ備フベシ
前項ノ帳簿ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四十三條 組合ニ於テ組合員ノ權利義務ニ關スル規定ヲ定メ又ハ改廢シタルトキハ遲滯ナク之ヲ都道府縣知事ニ報告シ且組合員ニ周知セシムベシ

第四十四條 理事長就職、退職又ハ死亡シタルトキハ組合ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ都道府縣知事ニ届出ヅベシ

第四十四條ノ二 法第三十七條ノ二ノ規定ニ依リ組合ニ對シ左ニ掲グル施設ヲ爲スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得

一 傷病ノ豫防ニ關スル施設

法第四十二條
係ノ二

令第七十三條
係ノ四

聯合會
の決算
事業報告

解散認可申請書
聯合會

- 二 健康診断ニ關スル施設
 - 三 療養ニ關スル施設
 - 四 保養ニ關スル施設
 - 五 健康ノ保持ニ關スル施設
- 第四十四條ノ三 組合聯合會設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

- 一 規約
- 二 事業計畫書
- 三 初年度ノ收入支出豫算

第四十四條ノ四 組合聯合會ノ收入支出ノ豫算ハ毎年二月末日迄ニ認可申請ヲ爲スベシ

第四十四條ノ五 組合聯合會ノ決算及事業報告ハ年度經過後四月以内ニ總會ノ認定ニ付スベシ

決算及事業報告ハ總會ノ認定ヲ經タル後遲滞ナク之ヲ厚生大臣ニ届出ツベシ

前二項ノ規定ニ依リ事業報告ヲ總會ノ認定ニ付シ又ハ厚生大臣ニ届出ヅル場合ニ於テハ之ニ年度末現在ニ依リ調製シタル財産目錄ヲ添附スベシ

第四十四條ノ六 組合聯合會解散ノ認可申請書ニハ認可申請前一月以内ニ現在ニ於テ調製シタル財産目錄ヲ添附スベシ

第四十四條ノ七 組合聯合會解散シタル場合ニ於テ清算完了シタルトキハ清算人ハ其ノ

の決算
の届出
聯合會
への規定

結果ヲ遲滞ナク厚生大臣ニ届出ツベシ

第四十四條ノ八 第二十五條、第三十三條、第三十八條、第四十二條第一項、第四十四條及第四十四條ノ二ノ規定ハ組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第二十五條、第三十三條及第三十八條中組合會トアルハ總會トシ第四十四條中理事長トアルハ會長、都道府縣知事トアルハ厚生大臣トシ第四十四條ノ二中法第三十七條ノ二トアルハ法第四十二條ノ二第五項ノ規定ニ依リ準用シタル法第三十七條ノ二トス

第四章 保險給付

法第四十三條
係ノ四

第四十五條 保險醫及保險藥劑師ハ別ニ定ムル療養ノ擔當ニ關スル規程ニ從ヒ懇切丁寧ニ被保險者ノ給付及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

前項ノ療養ノ擔當ニ關スル規程ヲ定メントスルトキハ日本醫師會長、日本齒科醫師會長又ハ日本藥劑師會長ノ意見ヲ聽クモノトス

法第四十二條
係ノ三

第四十五條ノ二 被保險者ハ療養ノ給付ヲ受ケントスルトキハ保險醫又ハ保險者ノ指定スル者（以下保險醫ト總稱ス）ニ之ヲ申出ツベシ

前項ノ場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提示スベシ但シ己ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提示スベシ

第五係
第五係
第五係

第四十五條ノ三 法第四十三條ノ二第二項ノ規定ニ依ル一部負擔金ハ保險醫ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベシ

第四十七條 削除

第四十八條 被保險者ハ資格喪失後引續キ療養ノ給付ヲ受ケントスルトキハ被保險者證及左ニ掲グル事項ヲ記載シタル届書ヲ都道府縣知事又ハ組合ニ提出スベシ

一 傷病名

二 資格喪失ノ際受ケツツアリシ療養ノ給付ヲ受ケ始メタル年月日並ニ其ノ療養ヲ擔

當シタル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所

前項ノ規定ニ依リ被保險者證ノ提出アリタルトキハ都道府縣知事又ハ組合ハ引續キ療養ノ給付ヲ受ケ得ル者ノ氏名、傷病名及期間ヲ被保險者證ノ表面ニ記載ノ上遲滯ナク被保險者ニ返付スベシ

第四十九條 療養ノ給付ヲ受クル被保險者ハ令第八十四條ノ三各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ左ニ掲グル事項ヲ遲滯ナク都道府縣知事又ハ組合ニ届出ツベシ

一 被保險證ノ記號及番號

二 傷病名

三 該當ノ事實及該當スルニ至リタル年月日

四 療養ノ給付ヲ受ケ始メタル年月日

令第八
十四係
三係

法第四
十三係
二係

一 その違反について、第八十一條第三號參照。

第五十條 被保險者ハ保險藥劑師ニ就キ藥劑ノ支持ヲ受ケントスルトキハ保險醫ニ申出テ處方箋ノ交付ヲ受クベシ

保險醫ハ被保險者ヨリ處方箋ヲ求メテレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ様式第十二號ニ依リ之ヲ作製スベシ

第五十一條 被保險者ハ前條ノ規定ニ依ル處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケントスルトキハ保險藥劑師ニ之ヲ提出スベシ

第五十二條 療養ノ給付ヲ受クル疾病又ハ負傷ガ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ其ノ事實、第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨）並疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遲滯ナク都道府縣知事又ハ組合ニ届出ツベシ

一 その違反について、第八十一條第二號參照。

第五十三條 被保險者令第七十七條第一號ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ届出ツベシ

一 被保險者證ノ記號番號

二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因

令第七
十七係
一係

法第六
十七係
七係

- 三 疾病又ハ負傷ノ經過
 - 四 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル事由
 - 五 被保險者醫師又ハ齒科醫師ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所並診療ノ内容、期間及之ニ要シタル費用ノ額
 - 六 疾病又ハ負傷ガ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨）
- 被保險者醫師又ハ齒科醫師ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ前項ノ届出ニ添附スベシ

第五十四條 削除

第五十五條 令第七十七條第二號ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ

掲グル事項ヲ具シ申請スベシ

- 一 第五十三條第一項第一號乃至第三號及第六號ニ掲グル事項
 - 二 診療又ハ手當ヲ受ケタル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ氏名及住所
 - 三 診療又ハ手當ノ内容及期間
 - 四 診療又ハ手當ヲ受ケタル費用ノ額
 - 五 療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ザリシ事由
- 第五十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

令第七十七條
第二號
關係

第五十六條 削除

令第七十七條
第三號
關係

第五十六條ノ二 被保險者ガ別ニ定ムル病院又ハ診療所ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ當該被保險者ヨリ申請アリタルトキハ令第七十七條第三號ノ規定ニ依リ療養費ヲ支給ス

第五十三條（第一項第五號ヲ除ク）ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第五十六條ノ三 被保險者ハ法第四十三條第一項第五號又ハ第六號ノ給付ヲ受ケントスルトキハ第五十三條第一項第一號第二號ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及已ムヲ得ザル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スベシ前項ノ申請書又ハ届書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スベシ

- 一 法第四十三條第一項第五號又ハ第六號ノ給付ヲ必要ト認ムル事由
- 二 病院又ハ診療所ニ收容セラレタル場合ニ在リテハ其ノ期間及病院又ハ診療所ノ名稱
- 三 看護ノ場合ニ在リテハ看護ノ期間、移送ノ場合ニ在リテハ移送ノ區間及回數

第五十六條ノ四 法第四十七條第二項ノ規定ニ依リ結核性疾病ヲ指定ス

法第七十四條
第十七項
關係

法第七十四條
第十三項
第一號
關係

第五十七條 傷病手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
 - 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因
 - 三 勞務ニ服スルコト能ハザリシ期間
 - 四 被保險者ガ病院又ハ診療所ニ收容セラレタルモノナルトキハ其ノ病院又ハ診療所ノ名稱、所在地、收容セラレタル年月日及期間並ニ專ラ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ其ノ者ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄
 - 五 傷病手當金ガ令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間
 - 六 傷病手當金ガ令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ベカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハザリシ報酬ノ額及期間並ニ令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル傷病手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハザリシ事由
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 一 前項第四號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書
 - 二 傷病手當金ガ法第四十七條第二項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ結核性疾疾病ナルコトヲ證スルニ足ル醫師ノ意見書
- 療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル爲療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ傷病手當金支給ノ請求書ニハ前項第一號(事業主ノ證明書ヲ除ク)ノ書類ハ之ヲ添付スルコトヲ要ス

セズ此ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載スベシ

同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付引續キ傷病手當金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ請求書ニ第二項第二號ノ意見書ヲ添付スルコトヲ要セズ

第五十八條 第四十九條ノ規定ハ傷病手當金ノ支給ヲ受クル被保險者ニ之ヲ準用ス

- 一 その違反について、第八十一條第四號參照。

第五十九條 埋葬料支給ノ請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域並ニ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區長以下同ジ)ノ埋火葬認許證ノ寫、死亡診斷書ノ寫又ハ被保險者ノ死亡ニ關スル事業主ノ證明書ヲ添付スベシ

- 一 死亡シタル被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號
- 二 死亡ノ年月日及原因
- 三 死亡ガ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ其ノ事實並第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)
- 四 被保險者ト請求者トノ續柄

第六十條 法第四十九條第二項又ハ法第五十九條第二項ノ埋葬費支給ノ請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋葬認許證ノ寫、死亡診斷書ノ寫又ハ被保險者ノ死亡ニ關スル事業主ノ證明書及埋葬ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添付スベシ

- 一 前條第一號乃至第三號ニ掲グル事項
 - 二 埋葬ヲ行ヒタル年月日
 - 三 埋葬ニ要シタル費用ノ額
- 第六十一條 分娩費支給ノ請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ市町村長、醫師又ハ産婆ニ於テ分娩ノ事實ヲ證明シタル書類ヲ添附スベシ
- 一 被保險者證ノ記號及番號
 - 二 分娩ノ年月日
 - 三 死産ナルトキハ其ノ旨
 - 四 分娩費ガ令第八十三條第一項ノ規定ニ依ルモノナルトキハ收容セラレタル産院又ハ病院若ハ診療所ノ名稱及所在地
- 第六十二條 出産手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 被保險者證ノ記號及番號
 - 二 分娩前ノ場合ニ於テハ分娩ノ豫定年月日、分娩後ノ場合ニ於テハ分娩アリタル年月日
 - 三 勞務ニ服セザリシ期間
 - 四 被保險者ガ産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容セラレタルモノナルトキハ其ノ産院又

- ハ病院若ハ診療所ノ名稱、所在地、收容セラレタル年月日及期間並ニ専ラ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ其ノ者ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄
 - 五 出産手當金ガ令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬額及期間
 - 六 出産手當金ガ令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ベカリシ報酬ノ額及期間、受クルコト能ハザリシ報酬ノ額及期間並令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル出産手當金ノ額及報酬ヲ受クルコト能ハザリシ事由
- 前項ノ請求書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
- 一 前項第三號ノ期間ニ關スル事業主ノ證明書
 - 二 分娩ノ豫定年月日ニ關スル醫師又ハ産婆ノ意見書
- 前項第二號ノ意見書ニ付テハ第五十七條第四項ノ規定ヲ準用ス
- 第六十三條 被保險者ハ被扶養者ヲ有スルトキハ其ノ資格取得後五日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル被扶養者調書ヲ事業主ニ提出スベシ被扶養者ヲ有スルニ至リタルトキ亦同ジ
- 一 被扶養者ノ職業、住所、氏名、生年月日及被保險者トノ續柄
 - 二 被扶養者ガ被保險者ノ直系尊屬、配偶者及子以外ノモノナルトキハ同一ノ世帯ニ屬シタル年月日及扶養スルニ至リタル事由
- 前項ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ其ノ都度之ヲ事業主ニ届出ヅベシ

1 その違反について、第八十一條第二號參照。

第六十三條ノ二 事業主ハ被扶養者調書ヲ編綴シ前條第二項ノ届出アリタル都度之ヲ整理スベシ¹事業主ニ於テ前條第一項ノ記載事項ニ變更アリタルコトヲ知リタルトキ亦同

シ
1 その違反について、第八十條第六號參照。

第六十三條ノ三 削除

第六十三條ノ四 第四十五條ノ二第一項及第二項ノ規定ハ被扶養者ガ保險醫ニ就キ療養ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第五十條及第五十一條ノ規定ハ被扶養者ガ保險藥劑師ニ就キ藥劑ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條ノ五 被扶養者ノ看護又ハ移送ニ關スル家族療養費支給ノ請求書ニハ左ニ掲

グル事項ヲ記載スベシ

- 一 被保險者證ノ規號及番號
 - 二 被扶養者ノ氏名
 - 三 疾病又ハ負傷ノ經過
 - 四 第五十六條ノ三第二項第二號又ハ第三號ニ掲グル事項
- 前項ノ請求書ニハ被扶養者タルコトヲ證スルニ足ル事業主ノ證明書及看護又ハ移送ニ

要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スベシ

第六十三條ノ六 被扶養者ガ保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ都道府縣知事又ハ組合ハ令第八十七條ノ五第一項ノ規定ニ依リ其ノ被保險者ニ支給スベキ家族療養費ヲ當該保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フモノトス

第六十三條ノ七 左ノ場合ニ於テハ令第八十七條ノ三第一項ノ家族療養費ニ代ヘテ同條

第二項ノ家族療養費ヲ支給スルコトヲ得

一 被扶養者ガ保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ヲ受クルコト困難ナリト保險者ニ於テ認メタルトキ

二 被扶養者ガ保險醫以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ保險者ガ其ノ必要アリト認メタルトキ

三 被扶養者ガ第五十六條ノ二第一項ノ病院又ハ診療所ニ就キ診疾ヲ受ケタル場合ニ於テ被保險者ヨリ申請アリタルトキ

第六十三條ノ八 被保險者ハ前條第一號ノ規定ニ依リ家族療養費ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ届出ツベシ

- 一 被扶養者ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄
- 二 令第八十七條ノ三第一項ノ家族疾養費ノ支給ヲ受クルコト困難ナル事由

- 三 第五十三條第一項第一號、第二號、第四號及第六號ニ掲グル事項
- 四 被扶養者ガ醫師又ハ齒科醫師ニ就キ診療ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所竝ニ診療ノ内容、期間及之ニ要シタル費用ノ額
前項ノ届書ニハ被扶養者タルコトニ足ル事業主ノ證明書ヲ添附スベシ
- 第五十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第六十三條ノ九 削除
- 第六十三條ノ十 第六十三條ノ七第二號ノ規定ニ依リ家族療養費ノ支給ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ具シ申請スベシ
 - 一 被扶養者ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄
 - 二 第五十三條第一項第一號乃至第三號及第六號ニ掲グル事項
 - 三 第五十五條第一項第二號乃至第五號ニ掲グル事項
- 第五十三條第二項及第六十三條ノ八第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第六十三條ノ十一 削除
- 第六十三條ノ十二 第六十三條ノ七第三號ノ家族療養費支給ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
 - 一 被扶養者ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄
 - 二 第五十三條第一項第一號乃至第三號及第六號ニ掲グル事項

令第八十七條ノ係

令第八十七條ノ係

各種の書類

- 三 診療ヲ受ケタル病院又ハ診療所ノ名稱及所在地
- 四 第五十五條第一項第二號乃至第三號ニ掲グル事項
- 第五十五條第二項及第六十三條ノ八第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第六十三條ノ十三 第四十八條、第四十九條、第五十二條及第五十六條ノ三ノ規定ハ家族療養費ニ之ヲ準用ス
 - 前項ニ於テ準用スル第四十九條又ハ第五十六條ノ三ノ規定ニ依リ提出スル届書又ハ申請書ニハ被扶養者ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄ヲ附記スベシ
 - 一 これに關する罰則について、第八十一條第四號參照。
- 第六十三條ノ十四 家族埋葬料支給ノ請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ市町村長ノ埋火葬認許證ノ寫、死亡診斷書ノ寫又ハ被扶養者ノ死亡ニ關スル事業主ノ證明書及被扶養者タリシコトヲ證スルニ足ル事業主ノ證明書ヲ添付スベシ
 - 一 被保險者證ノ記號及番號並ニ被保險者ノ氏名
 - 二 死亡シタル被保險者ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄
 - 三 第五十九條第二號及第三號ニ掲グル事項
- 第六十三條ノ十五 配偶者分擔費支給ノ請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ市町村長、醫師又ハ產婆ニ於テ分娩ノ事實ヲ證明シタル書類及被扶養者ニシテ配偶者タルコトヲ證スルニ足ル事業主ノ證明書ヲ添付スベシ
 - 一 第六十一條第一號乃至第三號ニ掲グル事項
 - 二 配偶者ノ氏名及生年月日
- 第六十四條 本章ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師若ハ產婆ノ意見書若ハ證明書又ハ事業主若ハ市町村長ノ證明書ヲ添附スベキ場合ニ於テ保險給付ノ請求書、申請書又ハ届書ニ

相當ノ記載ヲ受ケタルトキハ意見書又ハ證明書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得
第六十五條 事業主ハ保險給付ヲ受ケントスル者ヨリ本章ノ規定ニ依ル證明書ヲ求めラ
レタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ前條ノ規定ニ依ル證明ノ
記載ヲ求めラレタルトキ亦同シ
一 その違反について、第八十條第三號參照。

第六十六條 保險醫ハ保險給付ヲ受ケントスル者ヨリ本章ノ規定ニ依ル意見書又ハ證明
書ヲ求めラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ第六十四條ノ
規定ニ依ル意見又ハ證明ノ記載ヲ求めラレタルトキ亦同シ

第六十七條 都道府縣知事又ハ組合ハ保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ保險給付ニ關シ帳簿
書類ヲ閱覽シ、説明ヲ求め又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得

第六十八條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療録ヲ其ノ他ノ診療録ト區別シテ
調製シ被保險者及被扶養者ノ診療ニ關シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ
前項ノ規定ハ保險藥劑師ニ之ヲ準用ス但シ診療録トアルハ調劑録トシ診療トアルハ藥
劑ノ支給トス

第六十九條 組合ハ其ノ管掌スル保險ノ給付ニ關スル手續ニ付第五十二條乃至第五十六
條ノ三、第五十七條乃至第六十二條、第六十三條ノ五及第六十三條ノ八乃至第六十三
條ノ十四ノ規定ニ拘ラズ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十條 令第八十七條ノ八ノ規定ニ依リ爲シ得ル給付ニ關シテハ保險者之ヲ定ム
保險者ガ組合ナル場合ニ於テハ前項ノ事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ
第七十一條 本章ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ヲ

診療録

保險給付に關する特別手續ノ令第八十七條ノ關係

被保險者の範圍

含ムモノトス

第五章 削 除

第七十二條乃至第七十九條 削除

第六章 罰 則

第八十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第三條、第四條第二項、第十條乃至第十條ノ三、第十一條第二項、第十七條第一
項、第十八條及第二十條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ
タル者

二 第五條第二項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ告知ヲ怠リタル者

三 正當ノ事由ナクシテ第六十五條ノ規定ニ依ル請求ニ應ゼズ又ハ虚偽ノ證明ヲ爲シ
タル者

四 第七條ノ規定ニ依ル保險料ノ控除ニ關スル計算書ノ備付若ハ記載ヲ怠リ、虚偽ノ
記載ヲ爲シ又ハ故ナク被保險者ニ對シ閱覽ヲ拒ミタル者

五 第八條ノ規定ニ依ル書類ノ保存ヲ怠リタル者

六 第六十三條ノ二ノ規定ニ依ル被扶養者調書ノ編綴又ハ整理ヲ怠リタル者

七 正當ノ事由ナクシテ第二十三條第三項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

第八十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十一條第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ怠リ又ハ虚偽ノ申出ヲ爲シタル者

二 第十七條第二項、第二十一條第一項、第五十二條及第六十三條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第二十三條ノ二第一項但書、第四項若ハ第五項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ返納又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ提出ヲ怠リタル者

四 第四十九條(第六十三條ノ十三ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五十八條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

附 則

第八條、第九條、第十三條乃至第十六條、第十九條、第二十一條、第二十四條乃至第四十四條、第六十七條、第八十條及第八十一條ノ規定ハ大正十五年七月一日ヨリ、第一條ノ規定ハ大正十五年十月一日ヨリ、第二條乃至第五條、第十條乃至第十二條、第十八條、第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ハ大正十五年十二月一日ヨリ、第六條、第七條、第十七條、第四十五條乃至第六十六條及第六十八條乃至第七十九條ノ規定ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條第一項ノ規定ニヨル届出ノ期間ハ第十條ノ規定施行ノ日以前ニ於テ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノニ關シテハ第十條ノ規定施行ノ日ヨリ五日以内トス

附 則 (昭和二年十月内務省令第四十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和三年四月内務省令第十二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和四年六月内務省令第十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ交付シタル被保險者證及療養證明書ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ

附 則 (昭和四年七月内務省令第二十九號)

本令、昭和四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和九年十二月内務省令第三十九號)

本令ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和九年法律第十三號實施ノ爲ニ豫メ必要ナル事項ニ關シテハ昭和十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ交付シタル被保險者證ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ

本令施行前ニ處方箋ノ交付ヲ受ケタル被保險者ハ本令施行後ト雖モ之ニ依リ藥劑ノ支給

ヲ受クルコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於ケル手續ハ従前ノ例ニ依ル

附 則 (昭和十年五月内務省令第二十九號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十三年十一月厚生省令第三十號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年五月厚生省令第十九號)

本令ハ昭和十五年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第八條ノ二ノ改正規定、第四十四條ノ二、第四十四條ノ三、第五十六條ノ三、第五十六條ノ四、第五十六條ノ五、第五十六條ノ六、第六十四條ノ改正規定、第六十六條ノ改正規定、第六十六條ノ二ノ改正規定及第七十三條ノ改正規定並ニ様式第六號中(二)(三)ノ改正規定、様式第七號中(二)(三)ノ改正規定、様式第八號中(二)ノ改正規定及様式第十號ノ改正規定ハ昭和十四年法律第七十四號中第一條第二項、第七條第二項、第四十七條第二項第三項、第六十二條第四項及第六十九條ノ二ノ規定並ニ第七十六條ノ改正規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ交付シタル被保險者證ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨ゲズ

附 則 (昭和十六年七月厚生省令第三十二號)

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年一月厚生省令第五號)

本令ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

事業主ハ昭和十七年二月一日ノ現在ニ依リ被保險者ノ報酬月額算定ノ基礎ニ關スル届書ヲ様式第一號ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ヅベシ但シ政府管掌被保險者ニシテ勞働者年金保險ノ被保險者タル者ニ關シテハ様式特第一號ニ依ル届書(正副二通)ヲ提出スベシ

本令施行ノ日後昭和十七年四月一日前ニ於テ健康保險法第十三條又ハ同法第十五條ニ規定スル被保險者ノ資格ヲ取得シタル者アルトキハ事業主ハ第十條第一項又ハ第十一條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スノ外従前ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スベシ

第二項又ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトモハ地方長官又ハ健康保險組合ハ標準報酬ヲ決定シ遲滞ナク之ヲ事業主ニ通知スベシ

附 則 (昭和十七年三月厚生省令第二十號)

本令ハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十七年十二月厚生省令第五十九號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年法律第三十八號中第一條第二項、第十三條及第四十五條ノ改正規定並ニ第十三條ノ二、第四十三條ノ三乃至第四十三條ノ五及第五十九條ノ二ノ規定實施ノ爲メニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ昭和十八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保險法施行規則ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行ノ際職員健康保險ノ被保險者タリシ者ニシテ健康保險ノ被保險者タルベキモノハ昭和十七年法律第三十八號附則第五項ノ規定ニ依リ法第十三條、法第十五條又ハ法第二十條ノ各規定ニ依ル健康保險ノ被保險者ト爲ルモノトス

第二項ノ規定施行ノ際現ニ職員健康保險者タリシ者ニシテ引續キ健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノニ付テハ事業主ハ第十條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ要セズ

事業主ハ昭和十八年四月一日現在ニ依リ令第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者ニ付様式第四號ニ準ジ同月十月迄ニ地方長官又ハ組合ニ届出ツベシ但シ昭和十八年四月一日ニ於テ新ニ被保險者ト爲リタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令施行前ヨリ引續キ被保險者タル者ニ付テハ第六十三條ノ規定ノ適用ニ付テハ昭和十八年四月一日ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做ス

第二項ノ規定施行前職員健康保險法施行規則ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ本令中ノ相當規定ニ基キテ之ヲ爲シタルモノト看做ス第二項ノ規定施行前職員健康保險法施行規則ニ基キテ爲シタル申請、報告又ハ届出ニ付亦同ジ

本令施行前 交付シタル被保險者證及療養證明書並ニ第二項ノ規定施行前職員健康保險法施行規則ニ基キテ交付シタル被保險者證ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルコトヲ妨グズ

被保險者ハ本令施行前ニ交付ヲ受ケタル處方箋及第二條ノ規定施行前職員健康保險法施行規則ニ基キ交付ヲ受ケタル處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受クルコトヲ妨グズ

本令施行前ヨリ引續キ存スル健康保險組合及第二項ノ規定施行ノ際現ニ存スル職員健康保險組合ニシテ健康保險組合ト爲リタルモノノ昭和十七年度ノ決算、事業報告、財産目録及事業狀況報告ノ様式ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第二項ノ規定施行前職員健康保險法施行規則ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

健康保險ノ被保險者タラザル臨時使用人ニ關スル件、官吏及待遇官吏ハ健康保險者タラザルノ件、健康保險組合臺帳閱覽ノ件、健康保險法第十條ノ規定ニ依ル職權委任ノ件、職員健康保險ノ被保險者タラザル者ニ關スル件、職員健康保險組合臺帳閱覽ノ件及昭和十六年厚生省令第二十號ハ之ヲ廢止ス

社會保險審査會規程施行規則中左ノ通改正ス

第三條第一項第二號中「工場、事業場、事務所又ハ事業所」ヲ「事業所」ニ、第三號中「國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ職員健康保險組合」ヲ「又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人」ニ改メ第二項中「補給金又ハ職員健康保險法第一條第二項ノ」ヲ削リ「世帯員」ヲ「被扶養者」ニ改メ第四項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

勞働者年金保險法第六十二條ノ規定ニ依リ請求スル中央社會保險審査會ニ對スル審査請求書ニハ第一項第一號及第四號乃至第八號ノ事項ノ外被保險者又ハ被保險者タリシ

者ノ氏名、生年月日並ニ被保險者臺帳ノ記號及番號（不詳ナルトキハ其ノ旨）ヲ記載スベシ

第五條、第七條及第八條中「國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人又ハ職員健康保險組合」ヲ「又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人」ニ改ム

附 則（昭和十九年一月厚生省令第一號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和十九年五月厚生省令第十八號）

本令ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四十八條、第四十九條、第五十六條ノ四、第五十八條及第八十一條ノ改正規定、附則第四項並ニ第六十三條ノ十三ノ改正規定ニ於テ準用スル第四十八條及第四十九條ノ規定ハ昭和十九年法律第二十一號附則第十六條ノ規定施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ交付ヲ受ケタル被保險者證、療養證明書、家族診療券及家族療養證明書ハ本令施行後ト雖モ之ヲ使用スルストヲ妨ゲズ

本令施行前ニ於テ舊規定第八十條第一號、第七號及第八十一條第四號ノ規定ニ該當シタル者ノ處罰ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

鑛夫就業扶助規則中左ノ通改正ス

第二十六條ノ二第一項及第二項並ニ第三項中「前二項ノ例ニ依リ」ヲ削ル

第二十七條中「受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ」ヲ削ル
第二十八條中「又ハ健康保險法ニ依ル保險給付」ヲ削ル
第二十九條第一項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

附 則（昭和二十年七月厚生省令第二十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和二十一年四月厚生省令第十五號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

事業主ハ昭和二十一年四月一日ノ現在ニ依リ被保險者ノ報酬月額算定ノ基礎ニ關スル届書ヲ様式第一號ニ依リ同月十日迄ニ地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ヅベシ
前項ノ届出アリタルトキハ地方長官又ハ健康保險組合ハ遲滞ナク標準報酬ヲ決定シ事業主ニ通知スベシ

第二項ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者ニ付適用スベキ第八十條ノ罰則ニ付テハ第四條ノ規定ヲ準用ス

本令施行ノ日ノ屬スル月ノ前月ニ於テ報酬ニ増減アリタル場合ハ第二條ノ二ノ改正規定ニ依ル昭和十八年三月厚生省令第八號中左ノ通改正ス

第一號乃至第四號ヲ削ル

第五號中「五其ノ他」及「（東京府ニ在リテハ警視總監）」ヲ削ル

附 則 (昭和二十二年六月厚生省令第十九號)

この省令は昭和二十二年六月一日から、これを施行する。但し第八條の二第一項(第十條の二、第十條の三、)を削る規定及び「第六十三條の十四」の下に「第六十三條の十五」を加える改正規定を除く。第四十五條の二第三項、第四十五條の三、第四十六條、第四十八條第一項、第五十三條、第五十五條、第五十六條の二第二項、第五十六條の三第一項、第五十七條、第五十九條、第六十條、第六十三條の八、第六十三條の十及び第六十三條の十二第一項の規定、労働者災害補償保険法施行の日からこれを施行する。事業主は、昭和二十二年六月一日の現在 おいて、被保険者の報酬月額算定の基礎に關する届書を様式第一號によつて、同月十日までに、都道府縣知事又は健康保険組合に届出なければならない。

前項の届出があつたときは、都道府縣知事又は健康保険組合は遅滞なく標準報酬を決定し、事業主に通知しなければならない。

第二項の規定 による届出を怠り又はその届出に虚偽の記載をなした者に對する罰則の適用については、第八十條の規定を準用する。

昭和十八年二月厚生省令第一號の一部を、次のように改正する。
 「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。(附則の規定を除く。)

昭和十八年三月厚生省令第八號は、これを廢止する。

昭和十八年四月厚生省令第十四號の一部を、次のように改正する。

第三條第一項中「一圓」を「一圓五十錢」に改め、同條第二項中「より其の各月末に於ける健康保険法第十五條の二の規定に依る被保険者の員數を除きたる員數」を削る。

第四條第一項中及其の年度内の各月に於ける健康保険法第十五條の二の規定に依る被保険者の員數及び第二項を削る。

健康保險 厚生年金保險
 被保險者 報酬月額變更(算定基礎)届 昭和 年 月 日現在
 健康保險被保險者登記簿
 事業所(名稱) (所在地)

厚生年金保險被保險者登記簿番	健康保險被保險者登記簿番	被保險者姓名	甲乙別	坑内夫其他別	従來ノ標準報酬等級	報 酬 月 額 算 定 基 礎			計	※標準報酬等級	備考
						賃金、ハ、月額	給付ハ、月額	給付ハ、月額			
			甲乙	坑内夫其他							
			甲乙	坑内夫其他							
			甲乙	坑内夫其他							
			甲乙	坑内夫其他							
			甲乙	坑内夫其他							
			甲乙	坑内夫其他							
			甲乙	坑内夫其他							
			甲乙	坑内夫其他							

昭和 年 月 日 住所又ハ所在地 事業主氏名又ハ名稱

- 一 本屆書ノ用紙ハ日本標準規格B列5番(128mm×267mm)ノ大サトス。
- 二 健康保險ノ被保險者ノミニ係ルモノ、厚生年金保險ノ被保險者ノミニ係ルモノ又ハ健康保險ノ被保險者ニシテ厚生年金保險ノ被保險者ナルモノニ係ルモノハ夫々各別ノ屆書ヲ用ヒ健康保險ノ被保險者ノミニ係ルモノニ對シテハ標題ノ「厚生年金保險」ノ文字ヲ、厚生年金保險ノ被保險者ノミニ係ルモノニ對シテハ標題ノ「健康保險」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 三 健康保險法施行規則第三條又ハ厚生年金保險法施行規則第二十三條若ハ第二十五條ノ規定ニ依ル屆出ナルトキハ標題ノ「算定基礎」ノ文字ヲ、健康保險法施行規則第四條又ハ厚生年金保險法施行規則第二十四條ノ規定ニ依ル屆出ナルトキハ標題ノ「變更」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 四 健康保險ノ被保險者證ノ番號又ハ厚生年金保險ノ被保險者臺帳ノ記號及番號ノ通知ヲ受ケザル被保險者ニ付テハ其ノ旨及生年月日ヲ「備考」欄ニ記載スベシ
- 五 氏名ノ讀ミ方困難ナル被保險者ニ付テハ其ノ氏名ニ振假名ヲ附スベシ
- 六 「甲乙ノ別」欄ハ被保險者ガ健康保險法施行令第七十八條ノ三ニ規定スル被保險者ナルトキハ「乙」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保險者ナルトキハ「甲」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 七 「坑内夫其ノ他ノ別」欄ハ被保險者ガ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業所ニ使用セララル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ従事スルモノナルトキハ「其ノ他」ノ文字ヲ、其ノ他ノ被保險者ナルトキハ「坑内夫」ノ文字ヲ抹消スベシ
- 八 「報酬月額算定基礎」欄ニハ健康被保險法施行規則第三條ノ規定ニ依ル屆出ナルトキハ健康保險法施行令第五條第一項各號ノ規定ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ、第四條ノ規定ニ依ル屆出ナルトキハ地方長官又ハ健康保險組合ノ定ムル日ノ現在ニ於テ同令第五條第一項各

- 號ニ準ジ算定シタル報酬月額ヲ記載シ、厚生年金保險法施行規則第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依ル屆出ナルトキハ厚生年金保險法施行令第五條第一項各號ノ規定ニ依リ算定シタル報酬月額ヲ、第二十四條ノ規定ニ依ル屆出ナルトキハ地方長官ノ定ムル日ノ現在ニ於テ同令第五條第一項各號ノ規定ニ準ジ算定シタル報酬月額ヲ記載スベシ
- 九 「※標準報酬等級」欄ハ空欄ノ儘ト爲シ置クベシ但シ被保險者ガ健康保險組合ノ算掌スル健康保險ノ被保險者ニシテ同時ニ厚生年金被保險ノ被保險者タルモノナル場合ニ於テ事業主ガ地方長官ニ對シ屆出ヲ爲ストキハ其ノ者ノ健康保險ノ標準報酬ノ等級ヲ記載スベシ